

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

江東区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則(5)	2
江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(6)	2
江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則(7)	2
江東区建築基準法施行細則の一部を改正する規則(8)	2
江東区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(9)	3
江東区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則(10)	10
江東区開発登録簿閲覧所閲覧規則の一部を改正する規則(11)	16
江東区営運動場条例施行規則の一部を改正する規則(12)	16
江東区保健所長委任規則の一部を改正する規則(13)	17
生活保護法施行細則の一部を改正する規則(14)	18
江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則(15)	38
江東区公印規則の一部を改正する規則(16)	44
令和3年度における江東区職員及び江東区会計年度任用職員の夏季休暇の特例に関する規則(17)	46
江東区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(18)	46
江東区江東きっずクラブ条例施行規則の一部を改正する規則(19)	46
江東区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則(20)	56
江東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則(21)	61
江東区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の	

ための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則の一部を改正する規則(22)	69
江東区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則(23)	73
江東区指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則(24)	82
江東区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則(25)	90
江東区介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部を改正する規則(26)	96
江東区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則(27)	101
新型コロナウイルス感染症に伴う江東区国民健康保険の保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則(28)	102
江東区私道整備助成条例施行規則の一部を改正する規則(29)	102
江東区中小企業融資基金条例施行規則の一部を改正する規則(30)	104
江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則(31)	106
江東区組織規則の一部を改正する規則(32)	113
江東区予算事務規則の一部を改正する規則(33)	113
江東区契約事務規則の一部を改正する規則(34)	114
江東区会計事務規則の一部を改正する規則(35)	114

◎規 則 (議)

江東区議会会議規則の一部を改正する規則(1)	115
------------------------------	-----

◎訓 令

江東区職員の旅費支給規程の一部改正(1)	115
江東区保健所処務規程の一部改正(2)	117
江東区金銭出納員、現金取扱員、給与取扱者、分任給与取扱者、物品出納員及び検査員の任命又は指定についての一部改正(3)	117

◎訓 令 (教)

江東区立幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正(1)	118
----------------------------------	-----

規

則

江東区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 3 月 1 2 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 5 号

江東区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

江東区児童育成手当条例施行規則（昭和 4 6 年 1 0 月江東区規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 4 第 1 項中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の江東区児童育成手当条例施行規則第 2 条の 4 の規定は、令和 3 年 6 月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年 5 月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 3 月 1 2 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 6 号

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成元年 1 2 月江東区規則第 1 0 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加え、同条第 2 項第 3 号中「父又は」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第 1 2 条の規定は、令和 4 年 1 月 1 日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、令和 3 年 1 2 月 3 1 日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 3 月 1 2 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 7 号

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項に規定する規則で定める日を定める規則（令和 2 年 9 月江東区規則第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 3 年 6 月 3 0 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 3 月 1 2 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 8 号

江東区建築基準法施行細則の一部を改正する規則

江東区建築基準法施行細則（昭和 4 0 年 3 月江東区規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 6 条中「都市整備部建築課」を「都市整備部」に改める。

第 4 8 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、建築計画概要書、建築基準法令による処分の概要書、指定道路図及び指定道路調書を建築情報窓口システム（区の電子計算組織を利用して窓口で建築行政等に係る情報の閲覧等を行うシステムをいう。以下同じ。）により閲覧する場合の閲覧時間は、午前 9 時から午後 4 時 3 0 分までとする。

第 5 0 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、建築計画概要書、建築基準法令による処分の概要書、指定道路図及び指定道路調書を建築情報窓口システムにより閲覧しようとする者は、次に掲げる事項を建築情報窓口システムに入力しなければならない。

(1) 閲覧年月日

(2) 閲覧しようとする者の住所、氏名及び電話番号

(3) 閲覧の目的

- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と
認める事項

附 則

この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

江東区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 3 月 1 2 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 9 号

江東区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

江東区営住宅条例施行規則（平成 1 0 年 2 月江東区規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 1 3 条関係)

名称			専用面積	利便性係数
扇橋一丁目アパート	浴槽Ⅰ		61.53 m ²	0.9335
	浴槽Ⅱ		61.53 m ²	0.9477
塩浜住宅	1号棟	浴槽なし	42.36 m ²	0.8985
		浴槽Ⅰ	42.36 m ²	0.9316
		浴槽Ⅱ	42.36 m ²	0.9457
	2号棟	浴槽なし	51.04 m ²	0.9030
		浴槽Ⅰ	51.04 m ²	0.9362
		浴槽Ⅱ	51.04 m ²	0.9505
猿江一丁目アパート	浴槽なし		55.92 m ²	0.9109
	浴槽Ⅰ		55.92 m ²	0.9445
	浴槽Ⅱ		55.92 m ²	0.9589
北砂二丁目アパート	浴槽なし		51.22 m ²	0.8762
	浴槽Ⅰ		51.22 m ²	0.9085
	浴槽Ⅱ		51.22 m ²	0.9223
大島五丁目住宅	浴槽なし		55.92 m ²	0.9013
	浴槽Ⅰ		55.92 m ²	0.9345
	浴槽Ⅱ		55.92 m ²	0.9487
東砂八丁目住宅	浴槽なし		51.04 m ²	0.8738
	浴槽Ⅰ		51.04 m ²	0.9060
	浴槽Ⅱ		51.04 m ²	0.9198
森下二丁目住宅	Aタイプ	浴槽Ⅰ	47.41 m ²	0.9354
		浴槽Ⅱ	47.41 m ²	0.9496
	Bタイプ	浴槽Ⅰ	56.74 m ²	0.9354
		浴槽Ⅱ	56.74 m ²	0.9496
	Cタイプ	浴槽Ⅰ	48.05 m ²	0.9354
		浴槽Ⅱ	48.05 m ²	0.9496
塩浜一丁目住宅	1 2号棟	浴槽Ⅰ	48.07 m ²	0.9515
		浴槽Ⅱ	48.07 m ²	0.9660
	1 4号棟	Aタイプ	浴槽Ⅰ	61.53 m ²
			浴槽Ⅱ	61.53 m ²
		Bタイプ	浴槽Ⅱ	74.89 m ²
北砂七丁目住宅	1号棟	浴槽Ⅱ		63.11 m ²
	2号棟	浴槽Ⅱ		57.39 m ²
	3号棟	浴槽Ⅱ		53.91 m ²
	4号棟	浴槽Ⅱ		63.11 m ²
東陽一丁目住宅	浴槽Ⅱ		61.50 m ²	0.9625
東陽一丁目第二住宅	浴槽Ⅰ		62.20 m ²	0.9418
	浴槽Ⅱ		62.20 m ²	0.9561

備考 この表において浴槽Ⅰとは、800型の形式の浴槽をいい、浴槽Ⅱとは、800型以外の形式の浴槽をいう。

別表第2 (第13条関係)

収入区分等 名称及び種別		104,000円以下の場合	104,000円を超え123,000円以下の場合	123,000円を超え139,000円以下の場合	139,000円を超え158,000円以下の場合	158,000円を超え186,000円以下の場合	186,000円を超え214,000円以下の場合	214,000円を超え259,000円以下の場合	259,000円を超える場合	近傍同種の住宅の家賃	
扇橋一丁目アパート	浴槽Ⅰ	34,600円	39,900円	45,700円	51,500円	58,800円	67,900円	79,500円	91,700円	95,900円	
	浴槽Ⅱ	35,100円	40,500円	46,400円	52,300円	59,700円	68,900円	80,700円	93,100円	95,900円	
塩浜住宅	1号棟	浴槽なし	21,900円	25,300円	28,900円	32,600円	37,200円	43,000円	50,300円	58,000円	60,600円
		浴槽Ⅰ	22,700円	26,200円	30,000円	33,800円	38,600円	44,600円	52,200円	60,200円	60,600円
		浴槽Ⅱ	23,000円	26,600円	30,400円	34,300円	39,200円	45,200円	53,000円	60,600円	60,600円
	2号棟	浴槽なし	26,500円	30,600円	35,000円	39,500円	45,100円	52,100円	61,000円	70,300円	73,100円
		浴槽Ⅰ	27,500円	31,800円	36,300円	41,000円	46,800円	54,000円	63,200円	72,900円	73,100円
		浴槽Ⅱ	27,900円	32,200円	36,900円	41,600円	47,500円	54,800円	64,200円	73,100円	73,100円
猿江一丁目アパート	浴槽なし	29,800円	34,400円	39,300円	44,400円	50,700円	58,500円	68,500円	79,000円	87,300円	
	浴槽Ⅰ	30,900円	35,600円	40,800円	46,000円	52,600円	60,600円	71,000円	81,900円	87,300円	
	浴槽Ⅱ	31,400円	36,200円	41,400円	46,700円	53,400円	61,600円	72,100円	83,100円	87,300円	
北砂二丁目アパート	浴槽なし	26,100円	30,100円	34,500円	38,900円	44,400円	51,300円	55,800円	55,800円	55,800円	
	浴槽Ⅰ	27,100円	31,200円	35,700円	40,300円	46,100円	53,200円	55,800円	55,800円	55,800円	
	浴槽Ⅱ	27,500円	31,700円	36,300円	40,900円	46,800円	54,000円	55,800円	55,800円	55,800円	
大島五丁	浴槽なし	29,300円	33,800円	38,700円	43,700円	49,900円	57,600円	67,400円	77,700円	83,500円	
	浴槽Ⅰ	30,400	35,100	40,100	45,300	51,700	59,700	69,900	80,600	83,500	

目住宅			円	円	円	円	円	円	円	円	円
	浴槽Ⅱ		30,900 円	35,600 円	40,800 円	46,000 円	52,500 円	60,600 円	70,900 円	81,800 円	83,500 円
東砂八丁目住宅	浴槽なし		25,900 円	29,900 円	34,200 円	38,600 円	44,100 円	50,900 円	59,600 円	68,100 円	68,100 円
	浴槽Ⅰ		26,900 円	31,000 円	35,500 円	40,000 円	45,800 円	52,800 円	61,800 円	68,100 円	68,100 円
	浴槽Ⅱ		27,300 円	31,500 円	36,000 円	40,700 円	46,500 円	53,600 円	62,700 円	68,100 円	68,100 円
森下二丁目住宅	A タイプ	浴槽Ⅰ	27,000 円	31,100 円	35,600 円	40,100 円	45,900 円	52,900 円	62,000 円	71,500 円	78,000 円
		浴槽Ⅱ	27,400 円	31,600 円	36,100 円	40,800 円	46,600 円	53,700 円	62,900 円	72,600 円	78,000 円
	B タイプ	浴槽Ⅰ	32,300 円	37,200 円	42,600 円	48,000 円	54,900 円	63,300 円	74,100 円	85,500 円	93,500 円
		浴槽Ⅱ	32,700 円	37,800 円	43,200 円	48,800 円	55,700 円	64,300 円	75,300 円	86,800 円	93,500 円
	C タイプ	浴槽Ⅰ	27,800 円	32,100 円	36,700 円	41,400 円	47,300 円	54,600 円	64,000 円	73,800 円	84,400 円
		浴槽Ⅱ	28,200 円	32,600 円	37,300 円	42,100 円	48,100 円	55,500 円	64,900 円	74,900 円	84,400 円
塩浜一丁目住宅	1 2号棟	浴槽Ⅰ	27,900 円	32,200 円	36,800 円	41,600 円	47,500 円	54,800 円	64,100 円	74,000 円	87,400 円
		浴槽Ⅱ	28,300 円	32,700 円	37,400 円	42,200 円	48,200 円	55,600 円	65,100 円	75,100 円	87,400 円
	1 4号棟	浴槽Ⅰ	35,800 円	41,300 円	47,200 円	53,300 円	60,900 円	70,200 円	82,200 円	94,800 円	111,900 円
		浴槽Ⅱ	36,300 円	41,900 円	47,900 円	54,100 円	61,800 円	71,300 円	83,500 円	96,200 円	111,900 円
	B タイプ	浴槽Ⅱ	44,200 円	51,000 円	58,300 円	65,800 円	75,200 円	86,700 円	101,500 円	117,100 円	136,100 円
北砂七丁目住宅	1号棟	浴槽Ⅱ	35,600 円	41,100 円	47,100 円	53,100 円	60,700 円	70,000 円	81,900 円	94,500 円	99,900 円
	2号棟	浴槽Ⅱ	32,400 円	37,400 円	42,700 円	48,200 円	55,100 円	63,600 円	74,400 円	85,800 円	90,700 円

	3号棟	浴槽Ⅱ	30,600円	35,300円	40,400円	45,500円	52,000円	60,100円	70,300円	81,100円	87,200円
	4号棟	浴槽Ⅱ	35,600円	41,100円	47,100円	53,100円	60,700円	70,000円	81,900円	94,500円	99,900円
東陽一丁目住宅		浴槽Ⅱ	37,000円	42,800円	48,900円	55,200円	63,000円	72,700円	85,100円	98,200円	120,400円
東陽一丁目第二住宅		浴槽Ⅰ	36,000円	41,500円	47,500円	53,600円	61,200円	70,600円	82,700円	95,400円	107,100円
		浴槽Ⅱ	36,500円	42,200円	48,200円	54,400円	62,100円	71,700円	83,900円	96,800円	107,100円

備考 この表において浴槽Ⅰとは、800型の形式の浴槽をいい、浴槽Ⅱとは、800型以外の形式の浴槽をいう。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 3 条関係)

区営住宅使用申込書

年 月 日

江 東 区 長 殿

申 込 者	郵便番号	〒		電話番号 ()	
	現住所	江東区		丁目 番 号(号・荘) 号室	
	フリガナ			生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏 名			区内居住年数	住宅に入ろうとする人数
	フリガナ			年	人
	外国人の場合 道 府 県 名				

私は、江東区営住宅条例に基づき区営住宅を使用したいので、申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、使用者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。

世帯(親族)の構成(住宅に入ろうとする家族)							
氏 名	続 柄	性 別	生 年 月 日 (満年齢)	職 業	年取額(年金を含む。)		現在働いている勤務先、事業所 又は通学している学校等の所在地及び名称
					総 収 入 額	所 得 金 額	
申 込 者	本人	男・女	/		円	円	所在地 名 称 電 話 ()
		男・女	年 月 日 (歳)		円	円	所在地 名 称 電 話 ()
		男・女	年 月 日 (歳)		円	円	所在地 名 称 電 話 ()
		男・女	年 月 日 (歳)		円	円	所在地 名 称 電 話 ()
		男・女	年 月 日 (歳)		円	円	所在地 名 称 電 話 ()
		男・女	年 月 日 (歳)		円	円	所在地 名 称 電 話 ()
				特別控除金額		円	
計 名				差引所得金額計		円	

あなたの世帯で下記の項目に該当する方がいる場合には記入してください(障害者は障害の程度も記入)。

氏 名	老人扶養親族	特定扶養親族	寡婦	ひとり親	普通障害者又は特別障害者	遠隔地扶養
					種 級 度	
					種 級 度	

別記第 1 3 号様式を次のように改める。

別記第13号様式 (第15条関係)

又営生宅使用料
使用金
減価中貯蓄
保証金

年 月 日

江 東 区 長

現在収入
収入がある方

収入がない方

1 給与収入がある（アルバイト等の収入を含む）、
(1) 現在継続して勤務している。
(2) 過去1年以内に就労した。
2 年金を受けている（複数の場合は全てに○）。
(1) 老齢年金 (2) 遺族年金 (3) 障害年金
(4) 年金共済 (5) その他
3 事業所得がある。
4 その他所得がある。()

減価基準に該当すると思われるため、使用料・保証金の減額を申請します。

減免基準に該当すると思はれるため、使用料・保証金の減額を申請し、返金

氏名	個人番号	世帯費	日	合計 頭職年月 (現在の勤務先)	特別控除				世帯の状況 (該当する番号に○をつけてください)
					障害者		本人		
					扶養者	障害者	障害者	本人	
					特老普	特老普	ひとり親	1 ひとり親世帯（母子・父子世帯）	
					特老普	特老普	ひとり親	2 高齢者世帯（主たる生活の維持者が65歳以上）	
					特老普	特老普	ひとり親	3 難病患者等のいる世帯	
					特老普	特老普	ひとり親	4 公営健康被害者のいる世帯	
					特老普	特老普	ひとり親	5 選挙者上位（世帯主又は同居人が身体障害者1・2級又は精神障害者1・2級の世帯）	

別記第30号様式を次のように改める。

別記第 3 0 号様式 (第 2 6 条関係)

江 東 区 民 政 局 人 員 報 告 書

年 月 日

氏 名

住所・電話番号

電話

私及び同居者の前年 (年 月 日) の収入に関して、江東区営住宅条例第 2 6 条の規定に基づき下記のとおり報告します。

氏 名	続 柄	個人番号	所得の種類	年間収入額	障害除税当額			職 業	勤 務 先 又 は 所
					扶養	障害者	本人		
	使用者				特 別 者	特 別 者	特 別 者		
					特 別 者	特 別 者	特 別 者		
					特 別 者	特 別 者	特 別 者		
					特 別 者	特 別 者	特 別 者		
					特 別 者	特 別 者	特 別 者		
					特 別 者	特 別 者	特 別 者		
計									

次のいずれかに該当する方がいる場合は、番号を○で囲んでください。

1 身体障害者手帳 (1 級から 4 級まで) の交付を受けている。

2 精神障害者保健福祉手帳 (1 級又は 2 級) の交付を受けている。

3 療育の手帳 (1 級から 3 級まで) の交付を受けている。

4 介護保険者手帳 (第 1 号法 (大正 1 2 年法律第 4 8 号) 別表第 1 号表 / 2 の特別項から第 6 項まで又は第 1 号表 / 3 の第 1 款第 1 の交付を受けている。

5 障害者雇用促進法の規定を受けている。

6 海外からの引越者 (引き揚げた日から 5 年以内) である。

7 ハンセン病療養所入所者である。

附 則
(施行期日)
1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区営住宅条例施行規則の別記様式による

用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 3 月 1 2 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第10号

江東区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則

江東区高齢者住宅条例施行規則（平成10年2月江東区規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1ピアすみよしの項中「0.9936」を「0.9893」に改め、同表ピアこうとうの項中「0.9681」を「0.9639」に改め、同表ピアおおじまの項中「0.9472」を「0.9432」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第 2 (第 13 条関係)

収入区分等 名称及び種別			104,000 円以下の場合	104,000 円を超え 123,000 円以下の場合	123,000 円を超え 139,000 円以下の場合	139,000 円を超え 158,000 円以下の場合	158,000 円を超え 186,000 円以下の場合	186,000 円を超え 214,000 円以下の場合	214,000 円を超え 259,000 円以下の場合	259,000 円を超える場合	近傍同種の住宅賃
ピアすみよし	A タイプ	浴槽Ⅱ	18,700 円	21,600 円	24,700 円	27,800 円	31,800 円	36,700 円	43,000 円	49,600 円	70,600 円
	B タイプ		19,100 円	22,100 円	25,300 円	28,500 円	32,600 円	37,600 円	44,000 円	50,800 円	72,200 円
ピアこうとう	A タイプ	浴槽Ⅱ	17,600 円	20,400 円	23,300 円	26,300 円	30,000 円	34,700 円	40,600 円	46,800 円	58,000 円
	B タイプ		17,300 円	19,900 円	22,800 円	25,700 円	29,400 円	34,000 円	39,700 円	45,800 円	56,800 円
	C タイプ		16,700 円	19,300 円	22,100 円	24,900 円	28,500 円	32,900 円	38,500 円	44,400 円	54,900 円
	D タイプ		16,700 円	19,300 円	22,100 円	24,900 円	28,500 円	32,900 円	38,500 円	44,400 円	54,900 円
	E タイプ		30,400 円	35,100 円	40,100 円	45,300 円	51,700 円	59,700 円	69,800 円	80,600 円	100,500 円
	F タイプ		28,500 円	32,900 円	37,600 円	42,400 円	48,500 円	55,900 円	65,500 円	75,500 円	93,500 円
ピアおおじま	A タイプ	浴槽Ⅱ	23,800 円	27,500 円	31,500 円	35,500 円	40,600 円	46,800 円	54,800 円	63,200 円	85,600 円
	B タイプ		30,500 円	35,200 円	40,300 円	45,400 円	51,900 円	59,900 円	70,100 円	80,800 円	109,300 円
	C タイプ		32,200 円	37,200 円	42,500 円	48,000 円	54,800 円	63,200 円	74,000 円	85,400 円	118,400 円
	D タイプ		32,200 円	37,200 円	42,500 円	48,000 円	54,800 円	63,200 円	74,000 円	85,400 円	119,000 円

備考 この表において浴槽Ⅱとは、800型以外の形式の浴槽をいう。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第3条関係）

高 齢 者 住 宅 使 用 申 込 書

年 月 日
江 東 区 長 殿

申 込 者	郵便番号	電話番号	()
	現住所江東区	丁目番	号室
	フリガナ		
	氏名	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	フリガナ	区内居住年数	住宅に入ろうとする人数
	外国人の場合 通称名	年	人

私は、江東区高齢者住宅条例に基づく高齢者住宅を使用したいので、申し込めます。
なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、使用者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。

世帯(親族)の構成(住宅に入ろうとする家族)					
氏名	続柄	性別	生年月日 (満年齢)	職 業 年収入(年金を含む) 総 収 入 額	所 得 金 額
申 込 者	本人	男・女		円	円
		男・女	年 月 日 (歳)	円	円
特別控除金額					円
計 名	差引所得金額計				円

あなたの世帯で下記の項目に該当する方がある場合には記入してください(障害者は障害の程度も記入)。

	老人扶養親族	特定扶養親族	寡婦	普通障害者又は特別障害者	遠隔地扶養
氏名				種 級 度	
				種 級 度	

別記第13号様式を次のように改める。

別記第13号様式（第15条関係）

高齢者住宅使用料減免申請書		年 月 日	江 東 × 区 殿	
現在の収入		収入がない方		
該当する番号に○をしてください。				
1 給与収入がある（アルバイト等の収入を含む）。 (1) 現在継続して勤務している。 (2) 過去2年以内に就職した。 2 年金を受けている（徴収の場合は全てに○）。 (1) 老齢年金 (2) 遺族年金 (3) 障害年金 (4) 年金基金 (5) その他 3 事業所得がある。 4 その他の所得がある。() 5 その他 () 1 退職した。 () 年 月 日 2 雇用保険受給中である。 3 入退りを受けている。 4 貯蓄等で生活している。 5 その他 ()				
減免基準に該当すると認められるため、使用料の減額を申請します。				

使用料	氏 名	住所	電話番号	経 理	年 齢	合 計	氏 名
住 居 状 況	氏 名	住所	個人番号	経 理	年 齢	年 間 収 入 額	就 職 年 月 日 (現在の勤務先)
							扶養者 特 老 皆 特

別記第32号様式を次のように改める。

別記第32号様式（第26条関係）

江 東 区 長 殿

収 入 報 告 書

年 月 日

住宅名・部屋番号

氏 名

電 話

昭和及び同居者の前年（ 年 月 日～ 年 月 日）の収入に關して、江東区高齢者住宅条例第26条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

氏 名

続 柄

個人番号

所得の種 類

年 可 収 入 額

特 殊 控 除 該 当 欄

職 業

勤 務 先 又 は 所 属 事 業

考 考

計

人（扶養親族 人）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区高齢者住宅条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区開発登録簿閲覧所閲覧規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 3 月 1 2 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 1 1 号

江東区開発登録簿閲覧所閲覧規則の一部を改正する規則

江東区開発登録簿閲覧所閲覧規則（昭和 5 0 年 3 月江東区規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録簿を建築情報窓口システム（区の電子計算組織を利用して窓口で建築行政等に係る情報の閲覧等を行うシステムをいう。以下同じ。）により閲覧する場合の閲覧時間は、午前 9 時から午後 4 時 3 0 分までとする。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録簿を建築情報窓口システムにより閲覧しようとする者は、次に掲げる事項を建築情報窓口システムに入力しなければならない。

- (1) 閲覧年月日
- (2) 閲覧しようとする者の住所、氏名及び電話番号
- (3) 閲覧の目的
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録簿の写しの交付を建築情報窓口システムにより受けようとする者は、次に掲げる事項を建築情報窓口システムに入力しなければならない。

- (1) 申請年月日
- (2) 交付を受けようとする者の住所、氏名及び電話番号
- (3) 交付の目的

- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

附 則

この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

江東区営運動場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 3 月 1 9 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 1 2 号

江東区営運動場条例施行規則の一部を改正する規則

江東区営運動場条例施行規則（平成 2 1 年 3 月江東区規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

(駐車場利用料金の納付)

- 第 6 条 駐車場を利用する者は、条例第 9 条第 2 項に規定する駐車場利用料金を自動車を出庫させる際に支払わなければならない。

第 1 1 条を第 1 4 条とし、第 1 0 条を第 1 2 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(駐車場の免責)

- 第 1 3 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合についての責任を負わないものとする。

- (1) 天災等不可抗力による事故についての損害
- (2) 利用者がその責に帰すべき理由によって引き起こした衝突、接触その他の事故についての損害
- (3) 自動車内の物品等についての損害
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者の責に帰さない理由によって生じた損害

第 9 条を第 1 1 条とし、第 8 条を第 1 0 条とし、第 7 条を第 9 条とし、第 6 条の次に次の 2 条を加える。

(利用時間を超えた駐車場の自動車の措置)

- 第 7 条 条例第 3 条第 1 項に規定する利用時間を越えて駐車しているときは、指定管理者は、利用者又は当該自動車の所有者（以下「所有者」という。）に当該自動車の引取りを請求することができる。

- 2 前項の引取りを請求してもなお引取りがなく、かつ、当該自動車の駐車が他の自動車の駐車を著しく阻害するおそれがある場合、指定管理者は、駐車場の管理上必要な限度において、当該自動車を移動し、保管することができる。この場合において、あらかじめ移動場所その他必要

な事項を利用者若しくは所有者に通知し、又は
駐車場内に掲示する。

(利用料金の減免)

第8条 条例第9条第3項の規定により減額又は
免除することができる団体貸切利用の利用料金
の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各
号に定める額とする。

- (1) 区が利用する場合 免除
- (2) 指定管理者が利用する場合 免除
- (3) 障害者団体が利用する場合 5割減額
- (4) 区内の小学校、中学校、義務教育学校及び
高等学校の児童又は生徒が教師の指導のもと
に利用する場合 5割減額
- (5) 区又は江東区教育委員会が共催して利用す
る場合 5割減額
- (6) 区長が認める区内アマチュアスポーツ団体
及び社会教育団体が大会に利用する場合 3
割減額

2 指定管理者は、障害者が個人利用をする場合
は、利用料金を5割減額することができる。

3 駐車場の利用料金を免除することができる場
合は、次のとおりとする。

- (1) 障害者が乗車している自動車を駐車させる
場合
- (2) 区若しくは区の行政委員会又は指定管理者
が業務上必要な車両を駐車させる場合

4 前3項に定めるもののほか、指定管理者が特
に必要と認めたときは、区長の承認を得て利用
料金を減額し、又は免除することができる。

5 第1項又は前項の規定により、利用料金の減
額又は免除を受けようとする者は、利用料金減
額免除申請書(別記第7号様式)を利用申請の
際に指定管理者に提出し、その承認を受けなけ
ればならない。

6 第2項又は第3項の規定により利用料金の減
額又は免除を受けようとする者は、当該各項に
該当することを明らかにできるものを提示する
ことにより、減額又は免除の承認を受けなけれ
ばならない。

別記第7号様式中「第6条」を「第8条」に改
める。

別記第8号様式中「第7条」を「第9条」に改
める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

江東区保健所長委任規則の一部を改正する規則
を公布する。

令和3年3月19日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第13号

江東区保健所長委任規則の一部を改正する
規則

江東区保健所長委任規則(昭和50年3月江東
区規則第56号)の一部を次のように改正する。

第1条第27号ア(イ)中「、喫茶店営業、乳類販
売業、行商、食料品等販売業(卸売市場法第15
条第1項及び第58条第1項の規定による卸売業
務の許可を受けている者並びに同法第33条第1
項の規定による仲卸売業務の許可を受けている者
を除く。第28号において同じ。)」及びアイスクリ
ーム類販売業(以下この号及び第29号において
「卸売市場内飲食店営業等」という。))を削り、
同号ウ中「第52条第1項」を「第55条第1項」
に改め、同号エ中「第54条第1項」を「第59
条第1項」に改め、同号エ(イ)中「飲食店営業等」
を「における飲食店営業」に改め、同号オ中「第
62条第1項」を「第68条第1項」に、「第54
条」を「第59条」に改め、同号カ中「第62条
第3項」を「第68条第3項」に、「第54条」を
「第59条」に改め、同条中第27号の2を削り、
第27号の3を第27号の2とする。

第1条中第28号を削り、第28号の2を第2
8号とする。

第1条第50号イ中「第7条第3項ただし書」
を「第7条第4項ただし書」に改め、同号オ中「第
13条第1項から第3項まで及び第5項」を「第
13条第1項、第2項、第4項及び第7項」に改
め、同号カ中「第9項」を「第15項」に改め、
同号キ中「第14条第10項」を「第14条第1
6項」に改め、同号シ中「第28条第3項ただし
書」を「第28条第4項ただし書」に改め、同号
セ中「第4項」を「第6項」に改め、同号テ中「及
び第4項」を「、第4項及び第6項」に改め、同
号ニ中「第1条の4」を「第2条の2」に改め、
同号ヌ中「第1条の5」を「第2条の3」に改め、
同号ネ中「第1条の6第1項」を「第2条の4第
1項」に改め、同号ノ中「第1条の6第3項」を
「第2条の4第3項」に、「第1条の7」を「第2
条の5」に改め、同号ハ中「第2条」を「第2条
の13」に改める。

第1条第50号の6の次に次の1号を加える。

(50)の7 農林水産物及び食品の輸出の促進に関
する法律(令和元年法律第57号。以下この
号において「法」という。)に基づく次に掲げ
る事務に関すること。

ア 法第 15 条第 2 項の規定に基づく輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 4 条第 1 号の衛生証明書に係るものに限る。）の発行

イ 法第 17 条第 2 項の規定による適合施設の認定

ウ 法第 38 条第 2 項の規定による輸出証明書の発行を受けた者等に対する報告の徴収等
第 2 条中「、第 28 号同号ソ、同号タ、同号ヘ、同号モ」を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 1 条第 27 号の改正規定、同条中第 27 号の 2 を削り、第 27 号の 3 を第 27 号の 2 とする改正規定、同条中第 28 号を削り、第 28 号の 2 を第 28 号とする改正規定及び第 2 条の改正規定は同年 6 月 1 日から、第 1 条第 50 号の改正規定は同年 8 月 1 日から施行する

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 3 月 19 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 14 号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和 40 年 3 月江東区規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「保護申請書受理簿」を「保護申請受理簿」に改める。

第 5 条第 1 項中「及び同条第 9 項、第 25 条第 2 項並びに第 26 条に規定する保護の開始及び変更並びに停止及び廃止の決定に係る通知は保護決定通知書（別記第 19 号様式）」を「に規定する保護の開始に係る通知は生活保護決定通知書（別記第 19 号様式）により、同条第 9 項及び第 25 条第 2 項に規定する保護の変更に係る通知は生活保護変更通知書（別記第 19 号の 2 様式）により、法第 26 条に規定する保護の停止又は廃止に係る通知は生活保護停止通知書（別記第 19 号の 3 様式）又は生活保護廃止通知書（別記第 19 号の 4 様式）により」に改める。

第 7 条第 2 項中「保護決定通知書」を「生活保護変更通知書又は生活保護停止通知書若しくは生活保護廃止通知書」に改める。

第 8 条中「保護決定通知書」を「生活保護決定通知書又は生活保護変更通知書」に改める。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)
(第1面)

面接記録票

相談番号			面接員			面接年月日					
世帯主	住所										
	氏名	TEL		携帯番号		FAX番号					
来訪者	住所										
	氏名	世帯主との関係									
保護歴	保護歴	にて		年	月	日	から	年	月	日	まで
	ケース番号()										
世帯構成 (不在者も記入し、備考に注記)		氏 名	続柄	性別	生年月日(年齢)	職業	収入額	心身の状況	備考		
	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
相談内容	取扱の端緒										
	民生委員 相談回数					世帯類型					
	相談理由										
	相談場所										
困窮経緯 住居の状況											
世帯収入	生活	円		教育	円		介護負担額	円			
	住居	円		計	円		医療負担額	円			

(第 2 面)

	続柄	氏名	住所	電話番号	備考
扶養義務者					
資産等					
負債等					
権利等					
その他					
親類・ 知人等	制度の説明：				
面接結果の処置	交付書類：				
面接員所見	緊急処置の必要性： 保護の見通し： 申請意思：				
指導員所見					

別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第3号様式（第2条関係）

保護決定通告

[illegible]

別記第 8 号様式及び別記第 9 号様式を次のよう
に改める。

保護申請受理済

[illegible]

別記第9号様式（第2条関係）

[illegible]

別記第 11 号様式から別記第 16 号様式まで、及び別記第 18 号様式中「印」を削る。
別記第 19 号様式を次のように改める。

別記第 19 号様式 (第 5 条関係)

第 号
年 月 日

様

江東区福祉事務部長

生活保護決定通知書

が、月、日付けで申請された生活保護法による保護を次のとおり開始する
これに決定しましたので通知します。

1 保護の種類及び支給額		(単位:円)						
種 別		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	生業扶助	一時扶助	応接事務費	合 計
最低生活費								
収入認定額								
前回決定額								
今回決定額								
差 額								
前回決定額								
今回決定額								
差 額								
月以降支給予定額								

(定時支給日・支給先)
(別途送金先) 上記には下記の金額も含まれています。

(自己負担額) この決定によりあなたに負担していただく額です。

2 今回の決定に伴う差額と支給方法

3 保護開始時期

4 保護理由

5 この決定が申請受理後 14 日を経過した時上

この決定に不服があるときの手続きについては、裏面の通りです。

- 備考 (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、評知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限る。その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において区を代表する者は江東区長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると法定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、次の①から④のいずれかに該当するとき、審査請求の裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
- ①審査請求をした日(行政不服審査法第23条の規定により下届を附すべきことを命じられた場合にあっては、当該下届を附した日。以下において同じ。)の翌日から起算して50日(当該審査請求をした日の翌日から50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日。)を経過しても裁決がないとき。
- ②決定、決定の執行又は下届の履行により生ずる著しい損害を弁済するため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第19号様式の次に次の3様式を加える。

別記第 19 号の 2 様式 (第 5 条関係)

第 〇 号
年 月 日

様

江東区福祉事務所長

生活保護変更通知書

年 月 日付けで生活保護法による保護を変更しましたので通知します。

1 保護の種類及び支給額		(単位：円)						
種 別	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	生業扶助	時扶助	葬送事務費	合 計	本人負担額
最低生活費								
収入認定額								
うち常額								
特別決定額								
月 常 額								
特別決定額								
月 特別決定額								
差 額								
月以降支給予定額								

(定時支給日・支給先)

(別途送金先) 上記には下記の金額も含まれています。

(自己負担額) この決定によりあなたに負担していたがく額です。

2 今回の決定に伴う差額と支給方法

3 保護変更理由

4 翌月以降の収入元等予定額

この決定に不服があるときの「続きについては、裏面の通りです。

備考 (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

(2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において区を代表する者は江東区長となります)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、次のいずれかの場合のいずれかに該当するときは、審査請求の裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求をした日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合には、当該不備を補正した日。以下において同じ。)の翌日から起算して5日(当該審査請求をした日の翌日から5日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日。)を経過しても裁決がないとき。

②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決をしないことにつき正当な理由があるとき。

別記第 19 号の 3 様式 (第 5 条関係)

第 〇 号
年 月 日

様

江東区福祉事務所長

生活保護停止通知書

年 月 日付で生活保護法による保護を停止することに決定しましたので
通知します。

1 保護の種類及び支給額 (単位:円)							
種 別	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	生業扶助	一時扶助	通訳事務費	合 計
最低生活費							
収入控定制							
J	うち定額						
	前回決定額						
	今回決定額						
J	差 額						
	前回決定額						
	今回決定額						
月以降支給予定額							

(白三角に斜線) : の決定によりあなたに負担していた額です。

2 今回の決定に伴う差額と支給方法

3 停止する時期

4 理由

この決定に不服があるときの手続きについては、裏面の通りです。

備考 (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都知事に対し審査請求をする事ができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。

(2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において区を代表する者は江東区長となります）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の(1)から(3)のいずれかに該当するときは、審査請求の裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日（行政不服審査法第23条の規定により不備を修正すべきことを命じられた場合）あつては、当該不備を補正した日。以下において同じ。）の翌日から起算して50日（当該審査請求をした日の翌日から50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日。）を経過しても裁決がないとき。

(2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第 19 号の 4 様式 (第 5 条関係)

第 号
年 月 日

第

江東区福祉事務局長

生活保護廃止通知書

年 月 日付で生活保護法による保護を廃止することを決定しましたので
通知します。

1 保護の種類及び支給額								(単位：円)	
種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	生養扶助	一時扶助	施設生活費	合 計	本人支払額	
最低生活費									
収入認定額									
差支額									
月	前同決定額								
	今回決定額								
差 額	前同決定額								
	今回決定額								
月	差 額								
月以降支給予定額									

(自己負担額) この決定によりあなたに負担していただく額です。

2 今回の決定に伴う差額と支給方法

3 廃止する時期

4 理由

この決定に不服があるときの手続等については、裏面の通りです。

- 備考 (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都知事に対し審査請求をする事ができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区金帳台として(訴訟において区を代表する者は江東区長となります)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、次の(3)から(5)のいずれかに該当するときは、審査請求の裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
- (3) 審査請求をした日(行政不服審査法第23条の規定により不届を修正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不届を修正した日。以下において同じ。)の翌日から起算して50日(当該審査請求をした日の翌日から50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日。)を経過しても裁決がないとき。
- (4) 決定、決定の取り消し又は不届の修正により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (5) その他裁決をしないことにつき正当な理由があるとき。

別記第20号様式を次のように改める。

別記第 2 0 号様式 (第 5 条関係)

第 年 月 日

様

江東区福祉事務局長

保護申請取下通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による保護については、下記の理由により保護できませんので取下します。

記

1 取下の理由

.....

- 備考 (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して8か月以内、都庁に対して審査請求を
をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して8か月以内であっても、決定があった日の翌
-から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
- (2) 記(1)の審査請求に対する裁決を拒否した場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算
して6か月以内に、江東区を被告として(都庁において被告を代表する者が江東区長となります)この決定の取消しの訴え
を提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して8か月以内であっても、裁決があった
日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります)ただし、次の①から③
のいずれかに該当するときは、審査請求の裁決を訴えでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
- ①審査請求をしたこと(行政不服審査法第23条の規定により不備を修正されたことを除いた場合)にあっては、当該不備
を修正した日。以下において同じ。)の日から起算して30日(当該審査請求をした日の日から30日以内に行政不
服審査法第48条第5項の規定により追加を受けた場合は90日。)を経過しても裁決がないとき。
- ②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を求めないことにつき正当な理由があるとき。

別記第 2 2 号様式から別記第 2 4 号様式までを
次のように改める。

別記第22号様式(第6条関係)

第 年 月 日

様

江東区福祉事務局長

生活保護法第28条第2項の規定に基づく報告について(依頼)

あなたの にあたる次の方は生活保護法による保護を 中です。

生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など保護の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。

つきましては、保護の決定や実施などのため必要がありますので、扶養義務を履行しない理由について報告いただきますようお願いいたします。

1 生活保護対象者

住 所

氏 名

2 回答先

※ 「民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とは、当所において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務状況から当該要保護者にかかる扶養手当や税金上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど實力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

為参考(関係法令)

生活保護法第1条

- 1 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

生活保護法第28条

- 2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の履行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であった者に対して、報告を求めることができる。

民法第877条

- 1 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
- 2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

第三片上

江蘇×標正半額所及

記

フリガナ氏 名					
生年月日 住 居		性別		開始日	廃止日
備 考					

4 總結

5. 奥書第一の「欄」に於ける「口授筆の長」：日本金巻寺又は法興寺に書はれ、それぞれ奥書の下欄に於ける片假名の上は、久遠の天皇御名又は法興寺事務所長から御二の氏上によるためであつた上に、奥書に於て、奥書情報(口授筆)の「口」は記「年」の吉書に附属され、又口授筆の提供を行うものとされる。

別記第24号様式（第6条関係）

第

号

年

月

日

様

江東区福祉事務所長

親族に対する扶養援助のお願い

あなたの（ ）にあたる次の方は、生活等に困られ当福祉事務所において生活保護を（ ）です。

生活保護法では、その他の法律からの手当・給付金などとあわせ、扶養義務者の方からの援助が受けられる場合は、その援助を活用してなお生活できない場合に、その不足分を扶助することになっています。

そこで、民法上の扶養義務者にあられるあなたに、あなたの世帯の生活事情が許す範囲内での援助をしていただきたくお願いします。援助については、金銭的な援助が困難な場合でも、日常的な交流（訪問、電話、手紙など）をはかっていることが大切であり、あなた方親族のみなさんからの援助が、当世帯に対する大きな励みとなり、自立に向けた力づけになることと思います。

つきましては、扶養の決定上必要がありますので、期紙届け出用紙にご記入の上、至急ご回答ください。

なお、ご回答いただきたい内容については、生活保護の目的以外には使用しないことを申し上げます。

- 1 生活保護対象者
- 氏 名
- 2 回答先
- 3 備考

⑤参考（関係法令）

民法第877条

1 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

生活保護法第4条

1 扶養は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

※転居や市町村合併などで住所が変更になった場合は福祉事務所にご連絡ください。

(別紙)

扶養通書

住所

氏名

先に照会のあった に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

※精神的な支援…対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かりなど金銭的な援助以外の対象者への関わりのことを言います。

精神的な支援の可否	可 ・ 不可
支援の開始時期	年 月 から(又は既に行っている)
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先(電話番号 — —)

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可 ・ 不可 (理由:)
援助の開始時期	年 月 から(又は既に行っている)
援助の方法・程度	① 金銭により毎月(年) 円を送付します。 ② 物品により毎月(年) を 程度送付します。 ③ 氏名 を引き取ります。 ④ その他

3 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況					
氏 名	続柄	生年月日	職 業	勤 務 先	平均月収額
	本人				円
					円
					円
					円
					円

上記のうち についての
 ①税法上の扶養控除を受けている者の氏名
 ②会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 (円)

(2) 資産の状況	有・無	①家屋	㎡(坪)	②宅地	㎡(坪)
		③田 畑	㎡(坪)	④山林等	㎡(坪)
(3) 負債の状況	有・無	負債の内容	返済月(年)額	返済の終了予定	
		住宅ローン	円		
(4) 健康保険等の加入状況	有・無	その他()			
		①国民健康保険 ②健康保険 ③共済() ④その他()			

上記で①以外に加入している場合 については被保護者として
 ①認定されている ②認定されていない ③認定手続きをとるつもり

4 将来のご希望、見通し

5 対象の方へのご意見

(記入上の注意)

- 該当するものを○で囲み、必要事項を記入して下さい。
- 平均月収額は総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入して下さい。
- 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付して下さい。

別記第 2 6 号様式を次のように改める。

別記第26号様式（第6条関係）

第

号

年

月

日

調査票

江東区福祉事務所長

口籍簿（除籍と転籍）及び住民基本台帳法による転籍の登録について（依頼）

このことについて、次の者に対する生活保護法（以下「法」という）による生活保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは法第78条の規定の施行のため、要保護者の国籍及び扶養義務者の存在を確認する必要があるため、法第79条の規定に基づき、調査第1項いたします。

なお、ご送付いただいた書類については、当事務所において添付資料として扱いますので、念のため申し添えます。

この依頼書は、黒色の電子文書を使用しています。

記

- 1 当該事務の種別と利用目的
- 生活保護法の実施にあたり、要保護者の国籍及び扶養義務者の存在を確認するため。
- 2 調査対象者の氏名・本籍地・住所若しくは要保護者の住所・氏名

調査対象者	氏名				
	本籍地				
	姓頭字				
要保護者	住所				
	フリガナ		生年月日		
	氏名		家族者と要保護者の関係		
備考					

- 3 必要とする調査票等の部数

戸籍			改製原戸籍			転籍原戸籍			除籍			住民票			不在住民票	不在籍証明	調査用紙
謄本	抄本	附票	謄本	抄本	附票	謄本	抄本	附票	謄本	抄本	附票	謄本	抄本	附票			

調査者連名

- 別記第29号様式、別記第31号様式、別記第33号様式及び別記第34号様式中「印」を削る。
- 附 則
- （施行期日）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の生活保護法施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整

備に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 3 月 1 9 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 1 5 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則（昭和 6 0 年 1 1 月江東区規則第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「保管自転車返還請求書兼受領書」を「保管自転車・原動機付自転車・自動二輪車返還請求書兼受領書」に改める。

第 8 条第 1 項中「保管自転車引取通知書」を「保管自転車・原動機付自転車・自動二輪車引取通知書」に改める。

第 1 2 条の見出し中「の開場時間」を「を利用することができる自転車及び自動二輪車の種別等」に改め、同条中「（という。）の」を「（という。）を利用することができる自転車及び自動二輪車の種別並びに条例第 1 8 条に規定する」に改める。

第 1 3 条第 2 号中「第 1 5 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者若しくは東京都知事の定めるところによる愛の手帳の交付を受けている者又はこれに準じる者」を「第 1 5 条第 4 項の規定により交付された身体障害者手帳を所持する者」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

- (3) 療育手帳制度要綱（昭和 4 8 年 9 月 2 7 日厚生省発児第 1 5 6 号厚生事務次官通知）の規定により交付された療育手帳を所持する者又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和 4 2 年 3 月 2 0 日 4 2 民児精発第 5 8 号副知事決定）第 5 条の規定により交付された愛の手帳を所持する者

第 1 3 条第 3 号の次に次の 2 号を加える。

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条第 2 項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者

第 1 5 条第 1 項中「第 1 8 条」を「第 2 0 条」に、「区立自転車駐車場利用申請書兼利用料金減額・免除申請書」を「区立自転車駐車場利用申請書兼利用料金減額・免除申請書」に、「のうえ区長」を「して指定管理者」に改め、同条第 3 項中「第 1 3 条第 2 号」を「第 1 3 条第 2 号から第 4 号まで」

に改める。

第 1 6 条及び第 1 7 条を削る。

第 1 8 条を第 1 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（利用料金の納付方法）

第 1 7 条 利用料金の納付方法は、次によるものとする。

- (1) 定期利用 利用開始前に指定管理者に利用料金を納付する。
- (2) 1 日利用又は時間利用 利用の都度、指定管理者に利用料金を納付する。この場合において、利用開始の日の閉場時間を超えて利用した者は、利用開始日の翌日から利用終了日までの日数に相当する 1 日利用又は時間利用の利用料金を別途納付しなければならない。

第 1 9 条を削る。

第 2 0 条の見出しを「（利用料金の減免）」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「第 1 9 条第 3 項」を「第 2 8 条」に、「利用料」を「利用料金」に改め、同項第 3 号中「第 1 3 条第 1 項第 2 号に規定する心身に障害を有する場合」を「第 1 3 条第 2 号から第 4 号までに規定する者に該当する場合」に改め、同条第 2 項中「利用料の」を「利用料金の」に、「区立自転車駐車場利用申請書兼利用料金減額・免除申請書」を「区立自転車駐車場利用申請書兼利用料金減額・免除申請書」に、「区長」を「指定管理者」に改め、同条第 3 項中「区長」を「指定管理者」に改め、同条を第 1 8 条とする。

第 2 1 条の見出し中「利用料」を「利用料金」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「第 1 9 条第 4 項」を「第 2 8 条の 2」に、「利用料」を「利用料金」に改め、同条第 2 項中「定期利用料の」を「定期利用料金の」に、「区立自転車定期利用料金還付申請書」を「区立自転車定期利用料金還付申請書」に、「区長」を「指定管理者」に改め、同条を第 1 9 条とする。

第 2 2 条の見出し中「承認の取消」を「取消し等の」に改め、同条中「区長」を「指定管理者」に、「条例第 2 2 条」を「条例第 2 8 条の 3」に改め、「区立自転車駐車場利用取消通知書（別記第 9 号様式）により」を削り、同条を第 2 0 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（定期利用ステッカー）

第 2 1 条 指定管理者は、定期利用を承認した者に、定期利用ステッカーを交付する。

（定期利用ステッカーの貼付け）

第 2 2 条 利用者は、利用する自転車又は自動二輪車の後輪泥除け部分（泥除け部分のない自転

車又は自動二輪車にあっては、車体の見やすい位置)に、定期利用ステッカーを貼り付けなければならない。

第23条第1項中「区長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「自転車」の次に「又は自動二輪車」を加える。

第24条及び第25条中「区長」を「指定管理者」に改める。

第26条の見出し中「不適正利用自転車」の次に「及び自動二輪車」を加え、同条第1項中「による移送の」を「の規定により不適正利用自転車を移送する」に改め、「第4条」の次に「及び第6条から第11条まで」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 条例第23条第1項の規定により不適正利用自動二輪車を移送する場合においては、第6条から第8条まで、第9条第1項及び第3項並びに第11条の規定を準用する。この場合において、第6条から第8条までの規定中「自転車」とあるのは「自転車又は自動二輪車」と、第9条第3項中「前項の場合において、当該自転車について、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、廃棄等の処分をするものとする」とあるのは「当該自動二輪車について、廃棄等の処分をすることができるものとする」と、第11条中「自転車」とあるのは「自転車又は自動二輪車」と読み替えるものとする。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第28条の見出しを「(電子情報処理組織による申請)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の場合における」を削り、「第20条第2項及び第21条第2項」を「第18条第2項及び第19条第2項」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とする。

第29条中「第27条」を「第19条」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第12条関係)

名称	開場時間	利用できる自転車及び自動二輪車の種別
江東区立清澄白河駅地下自転車駐車場	午前4時45分から午前1時15分まで	自転車(原動機付自転車を除く。以下この表において同じ。)

		原動機付自転車
江東区立森下駅自転車駐車場	午前零時から午後12時まで	自転車 原動機付自転車
江東区立森下駅第二自転車駐車場	午前零時から午後12時まで	自転車 原動機付自転車
江東区立森下駅地下自転車駐車場	午前4時45分から午前1時15分まで	自転車
江東区立門前仲町黒船橋自転車駐車場	午前零時から午後12時まで	自転車 原動機付自転車
江東区立門前仲町駅自転車駐車場	午前零時から午後12時まで	自転車 原動機付自転車
江東区立門前仲町駅第二自転車駐車場	午前零時から午後12時まで	自転車
江東区立越中島駅自転車駐車場	午前零時から午後12時まで	自転車
江東区立豊洲駅地下自転車駐車場	午前4時45分から午前1時15分まで	自転車
江東区立豊洲三丁目自転車駐車場	午前零時から午後12時まで	自転車 原動機付自転車
江東区立東雲駅自転車駐車場	午前零時から午後12時まで	自転車
江東区立東雲駅第二自転車駐車場	午前零時から午後12時まで	自転車 原動機付自転車
江東区立国際展示場駅自転車駐車場	午前零時から午後12時まで	自転車
江東区立有明駅自転車駐車場	午前零時から午後12時まで	自転車
江東区立辰巳駅西口自転車駐車場	午前零時から午後12時まで	自転車
江東区立辰巳駅東口自転車駐車場	午前零時から午後12時まで	自転車
江東区立潮見駅自転車駐車場	午前零時から午後12時まで	自転車 原動機付自転車
江東区立潮見駅南自転車駐車場	午前零時から午後12時まで	自転車
江東区立東京テレポート	午前零時から	自転車

一ト駅自転車駐車場	午後 1 2 時まで	原動機付自転車
江東区立住吉駅地下自転車駐車場	午前 4 時 4 5 分から午前 1 時 1 5 分まで	自転車
江東区立住吉駅自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車 原動機付自転車
江東区立木場平木橋自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車
江東区立木場舟木橋自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車
江東区立木場自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車
江東区立木場第二自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車
江東区立木場沼海橋自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車
江東区立東陽町駅自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車
江東区立東陽町駅第二自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車 原動機付自転車
江東区立東陽町駅第三自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車 原動機付自転車
江東区立東陽町駅第四自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車
江東区立亀戸駅北口第一自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車
江東区立亀戸駅北口第二自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車
江東区立亀戸駅北口第三自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車 原動機付自転車 自動二輪車 (総排気量が 1 2 5 c c 以下のものに限る。)
江東区立亀戸駅東口自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車
江東区立亀戸駅東口第二自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車

江東区立西大島駅自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車
江東区立西大島駅第二自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車
江東区立大島駅地下自転車駐車場	午前 4 時 4 5 分から午前 1 時 1 5 分まで	自転車
江東区立大島駅自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車 原動機付自転車
江東区立東大島駅自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車
江東区立東大島駅自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車
江東区立東大島駅東自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車 原動機付自転車
江東区立南砂町駅西口自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車 原動機付自転車 自動二輪車 (総排気量が 1 2 5 c c 以下のものに限る。)
江東区立南砂町駅地下自転車駐車場	午前 4 時 4 5 分から午前 1 時 1 5 分まで	自転車
江東区立南砂町駅自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車
江東区立南砂三丁目公園内自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車
江東区立南砂三丁目公園内第二自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車
江東区立南砂三丁目公園内第三自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車
江東区立新砂あゆみ公園内自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車 原動機付自転車
江東区立新木場駅南自転車駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで	自転車 原動機付自転車 自動二輪車 (総排気量が 1 2 5 c c 以下のものに限る。)

別記第 2 号様式及び別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第7条関係)

保管自転車・原動機付自転車・自動二輪車返還請求書兼受領書

				NO	
江東区長 殿 下記のとおり保管 自転車 原動機付自転車 の返還を請求します。 自動二輪車					
※太線内をご記入ください。					
請求者 (受領者)	住所	氏名			
		電話			
所有者	住所	氏名			
		電話			
所有者との続柄		本人 本人以外()			
置いてあった場所				撤去年月日	
整理番号					
防犯登録番号				車体番号	
車種				車体色	
確認項目	免除理由				
	警察署名		届出口/受理番号	/	
	本人確認	免許証 保険証()	/番号()		
	返還通知	有・無	鍵	有・無(切断)	
上記 自転車 原動機付自転車 を確かに受け取りました。 自動二輪車 氏 名					
記入していただいた氏名、住所、電話番号等は自転車、原動機付自転車又は自動二輪車返還手続のみに使用するものです。					
領収書				NO	
上記金額を 自転車 原動機付自転車 撤去費用として正に受領しました。 自動二輪車				領収日付印	

別記第 3 号様式 (第 8 条関係)

保管自転車・原動機付自転車・自動二輪車
引取通知書

年 月 日

保管場所		引取期限	
整理番号			
撤去場所		移送年月日	
(保管場所案内)			

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例に基づき、あなたの自転車、原動機付自転車又は自動二輪車を撤去し保管しています。期日までに引き取るようお知らせします。

なお、引取期限を過ぎても引取りがない場合は、同条例に基づき処分いたします。

【引取時間】

平 H 10時から19時まで

土・日・祝日 12時から19時まで

※12月29日から1月3日を除く。

【撤去等に要した費用】

自 転 車 1台 4,000円

原動機付自転車 1台 5,000円

自 動 二 輪 車 1台 5,000円

【引取時に必要なもの】

①引取通知書(このハガキ)②自転車、原動機付自転車又は自動二輪車のカギ③身分を証明するもの(健康保険証等)④撤去等に要した費用

【注意事項】

※盗難等のため、警察に被害届を出されている自転車、原動機付自転車又は自動二輪車を引き取った場合は、速やかに被害届の取下げをしてください。

※この通知が届く前に、自転車、原動機付自転車又は自動二輪車を引き取っている場合は行き違いですのでご了承ください。



別記第 4 号様式中「㊤」を削る。

別記第 5 号様式及び別記第 6 号様式を次のように改める。

別記第5号様式(第15条、第18条関係)

区立自転車駐車場利用申請書兼利用料金減額・免除申請書

殿

区立自転車駐車場の利用について、以下のとおり申請します。		登録No.	
申請箇所	自転車駐車場	※申請箇所以外の駐車はできません。 駐車した場合は、移動いたします。	
期 間	年 月 から 1・3か月	申請口	年 月 日
住 所	〒 ー 都 区 ・ 県 市		
氏 名	フリガナ	電話番号	ー ー
		目的	通勤・通学・その他

(以下は、減免対象者の方のみ記入)

以下の理由により、利用料金の免除・減額を申請します。	
1 身体障害者手帳交付	(手帳番号: 第 号)
2 療育手帳交付	(手帳番号: 第 号)
3 愛の手帳交付	
4 精神障害者保健福祉手帳交付	(手帳番号: 第 号)
5 生活保護受給	(年 月 日から受給)
6 中国支援金受給	

別記第 6 号様式 (第 19 条関係)

区立自転車駐車場定期利用料金還付申請書

殿

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則第 19 条の規定に基づき、以下のとおり、利用料金の還付を申請します。

自転車駐車場の名称	自転車駐車場	申請日	年 月 日
利用承認期間	年 月 から 年 月 まで		
住 所	〒 一 都 区 ・ 県 ・ 市		
電話番号	— —		
氏 名	フリガナ		
残存期間及び還付請求額	☐ 利 用 開 始 前 全 額 還 付 ☐ 1 か月以上 2 か月未満 1 か月分還付 ☐ 2 か月以上 3 か月未満 2 か月分還付 還付請求額 円		

領 収 欄

上記金額について、確かに領収しました。

年 月 日

氏 名

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 3 月 19 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 16 号

江東区公印規則の一部を改正する規則
江東区公印規則 (昭和 40 年 3 月江東区規則第 23 号) の一部を次のように改正する。

を 「	5	同	方 6 ミ	検印（国民健 康保険被保	区 民 課 長
--------	---	---	-------------	-----------------	------------

			リ メ ー ト ル	険者証、国民健康保険高齢受給者証、国民健康保険標準負担額減額認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、通所受給者証)	障 害 者 支 援 課 長 医 療 保 険 課 長 出 張 所 長
--	--	--	-----------------------	--	---

19	てん書	方21ミリメートル	徴税事務	課税課長
----	-----	-----------	------	------

19	てん書	方21ミリメートル	徴税事務、自動車臨時運行許可	課税課長
----	-----	-----------	----------------	------

4 1	てん 書	方 2 1 ミ リ メ ー ト ル	徴税事務	課 税 課 長
--------	---------	---	------	------------

45

「	4 1	て ん 書	方 2 1 ミ リ メ ー ト ル	徴税事務、自 動車臨時運 行許可	課 税 課 長
---	--------	-------------	---	------------------------	------------

に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年度における江東区職員及び江東区会計年度任用職員の夏季休暇の特例に関する規則を公布する。

令和 3 年 3 月 19 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 17 号

令和 3 年度における江東区職員及び江東区会計年度任用職員の夏季休暇の特例に関する規則

令和 3 年度における江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 10 年 3 月江東区規則第 32 号）第 24 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「7 月 1 日」とあるのは「5 月 1 日」と、「9 月 30 日」とあるのは「11 月 30 日」とし、江東区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和 2 年 3 月江東区規則第 3 号）第 22 条第 1 項の規定の適用については、同項中「7 月 1 日」とあるのは「5 月 1 日」と、「9 月 30 日」とあるのは「11 月 30 日」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 3 月 19 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 18 号

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和 50 年 3 月江東区規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定する新型コロナウイルス感

染症をいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の江東区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、令和 3 年 2 月 13 日から適用する。

江東区江東きつずクラブ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 19 号

江東区江東きつずクラブ条例施行規則の一部を改正する規則

江東区江東きつずクラブ条例施行規則（平成 22 年 4 月江東区規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 5 項中第 4 号を第 5 号とし、同項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) B 登録を月の途中から承認された児童の場合 承認された月と同月のスポット利用の利用料を免除

第 10 条第 6 項に次のただし書を加える。

ただし、前項第 3 号に規定する場合を除く。

別表第 1 江東きつずクラブ東川の項中「75 名」を「72 名」に改め、同表江東きつずクラブ豊西の項中「92 名」を「144 名」に改める。

別記第 1 号様式から別記第 4 号様式までを次のように改める。

別記第1号様式（第4条関係）

計測とデータの解析

江泽民 题

1. 2. 3.

[illegible]

フリガナ		第一希望のクラブ	第二希望のクラブ
原 業 氏 名			

児童との続柄	勤務先等から自宅までの帰宅方法及び所要時間(注1)	帰宅時間(注2)
	【 分】	時 分
	【 分】	時 分

(注1) 勤務先等から自宅に帰宅する際の帰宅方法(乗車、バス、徒歩等)、帰宅ルート(保育園のお迎え等)、所要時間を正確に記入してください。記載内容に虚偽があった場合は、利用の承認を取り消します。

(注2) 勤務(内定)証明書に記載されている勤務終了時間及び勤務先等から自宅までの所要時間を足して算出してください。勤務(内定)証明書による「週3日以上残業」の証明がある方のみ、勤務終了時間に残業時間を足してください。

*自宅付近の略図 ※クラブ(第二希望の場所も)、学校、自宅の道順を朱書きしてください。

※ 自宅から第一希望のクラブまでの距離	m
※ 学校からクラブまでの距離	m
※ 自宅から第二希望のクラブまでの距離	m

※ 父母以外の緊急連絡先

	氏 名	続 柄	住 所	電 話 番 号
1				()
2				()

【江東きッズクラブB登録利用児童の個人情報の取扱いについての同意書】

江東きッズクラブ実施校における江東きッズクラブB登録の円滑なクラブ運営を図るため、利用児童の個人情報について、実施校と江東きッズクラブとの間で情報共有することに同意します。

年 月 日

保護者氏名 _____

別記第2号様式（第4条関係）

【会社員、派遣社員、公務員、パートなどの被雇用者の方はこちらの面をご使用ください。】

勤務（内定）証明書

提出先 江東区教育委員会事務局

※発行日から3か月以内のものを提出してください。

氏名		勤務（予定）者住所	
勤務先住所			

採用（予定）年月日		年		月		日		☐ 採用 ☐ 採用予定					
1 勤務日数		週		日勤務（月平均		日）							
2 定休日（いずれかに○）		月・火・水・木・金・土・日・祝日・不定期		(月		日)							
勤務形態	3 勤務時間（注1）	一週間の勤務日時				要則勤務等の方の平均勤務日時							
		月	時	分～	時	分	(月	日)	時	分～	時	分	
		火	時	分～	時	分	(月	日)	時	分～	時	分	
		水	時	分～	時	分	(月	日)	時	分～	時	分	
		木	時	分～	時	分	(月	日)	時	分～	時	分	
		金	時	分～	時	分	(月	日)	時	分～	時	分	
		土	時	分～	時	分	(月	日)	時	分～	時	分	
		日	時	分～	時	分	(月	日)	時	分～	時	分	
		4 勤務形態（いずれかに○）	週3日以上の在宅勤務		あり・なし		単身赴任		あり・なし				
週3日以上残業（注2）		あり（1日 時間 分程度）・なし		管理職等で残業を証明できない二									
産前・産後休業の取得（予定）期間		年		月		日～		年		月		日	
育児休業の取得（予定）期間		年		月		日～		年		月		日	
短時間勤務している場合の勤務期間・勤務時間（注1）		年		月		日～		年		月		日	
		時		分		～		時		分			
実際の勤務場所が証明の場所と異なる場合	勤務先名												
	所在地												
	電話番号												
その他特記事項													
上記のとおり勤務（内定）していることを証明します。 年 月 日 事業所名 代表者 印 所在地 電話番号 記入担当者名													

（注1）労働契約上の勤務時間を24時間表記で記入してください。

（注2）直近3か月の実績から平均を算出し、週3日以上残業がある場合のみ記載してください。また、管理職等の方で残業の時間が証明できない場合は、右欄にチェックしてください。

※ 会社又は事業所の代表者名で証明してください。印鑑は、社判又は代表者印（スタンプ印不可）を使用してください。勤務場所が支店、営業所、派遣先等で、社判又は代表者印を押印することが困難な場合は、営業所長、派遣先の代表者等の権限による証明でも差支えありません。

※ 記載内容に虚偽があった場合は、申請を無効（在籍者は退会）とします。

※ この証明書は、江東きずクラブB巻録の入会のための付属資料とするもので、それ以外に使用することはありません。

※ 訂正する場合は、二重線で抹消又は加筆し、証明者印と同一の訂正印を押印してください。訂正印のないものは、証明の効力がなくなります。

課 係 電話

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

【会社登録をされていない自営業、就学、看護・介護、疾病、心身障害などの方はこちらの所をご使用ください。】

就労状況等報告書

提出先 江東区教育委員会事務局

年 月 日

氏名	生年月日	年 月 日
生所		

江東きつぷクラブB登録の申請に当たり、就労状況等について、下記のとおり報告いたします。

記

該当する理由に○をつけ、必要事項を記入してください。

※ 就学・技術習得を理由とする方は、在学証明書（合格通知等）と時間割等を添付してください。

自営業・就学・技術習得	事業所名（学校名）	就労状況（自宅内・自宅外）			
	業務内容（自営業の場合）				
	就労先（通学先）所在地				
	就労（通学）開始（予定）年 月 日	年	月	日	
	就労（通学）日数	週	日	（月平均）	日
	休日（○をしてください。）	月・火・水・木・金・土・日・祝日・年末年始・その他（ ）			
就労（授業）時間	月～金曜日	時	分～	時	分
	曜日	時	分～	時	分
備考					

※ 看護・介護を理由とする方は、看護・介護を要する方の診断書・証明書等を添付してください。

看護・介護	看護・介護者を要する方の氏名						
	原患との続柄		場所	自宅内（2か月以上、常時必要） ・ 自宅外			
	居宅外 の場合	介護・看護を要する日（○をしてください。）	月・火・水・木・金・土・日				
		介護・看護に要する 時間	月～金曜日	時	分～	時	分
			曜日	時	分～	時	分
備考							

※ 疾病を理由とする方は、診断書等の医師の証明書を添付してください。

疾病	病名	病院名
	入院・療養期間	

※ 心身障害を理由とする方は、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者福祉手帳の写しを添付してください。

心身障害	程度	身体障害者手帳	級	愛の手帳	度	精神障害者福祉手帳	級
------	----	---------	---	------	---	-----------	---

※ その他を理由とする方は、事前に各クラブ又は 課へ相談してください。

その他	保護に欠ける具体的な理由	
	保護に欠ける期間	

別記第4号様式(第4条関係)

江東きつぷクラブ利用申込書

江東きつぷクラブ

に申し込めます。

※裏面もご記入ください。

1 申込者の状況

申込日 年 月 日

ふりがな 申 込 者 氏 名	〒 住 所	電話 各号	
		続 柄	

2 児童の状況

ふりがな	学 校 名		
登録児童 氏 名	学年・組	年 組	※組が未定のときは記入不要
	生年月日	年 月 日	性 別 男・女
児 童 の 状 況	障害等 有・無	有に○をした方は、具体的に障害名等をお書きください。	
	特別な配慮 の必要性 有・無	有に○をした方は、具体的に障害名等をお書きください。	
	利用状況	利用している方は、該当するものに○をつけてください。 こども発達センター等への通園の有無 有 () ・無 特別支援学級・特別支援教室・特別支援学校	

3 同居家族の状況

氏 名	続柄	職業等	氏 名	続柄	職業等

※ 職業は、会社員、自営業、高校生、中学生等とご記入ください。小学生は、小学○年生とご記入ください。

4 新1年生の入学前利用の希望の有無

新1年生の入学前利用の希望	有・無
---------------	-----

※ 新1年生は、原則として入学式翌日からの利用となります。ただし、保護者の方が就労等の理由により在宅していない世帯の場合には、4月当初から御利用できます。

5 スポット利用について ※詳細は、募集案内をご覧ください。

- (1) B登録の保留状況について、該当する項目の□欄にチェックしてください。

☐ B登録保留中である☐ B登録保留中ではない

- (2) スポット利用の利用予定について、該当する項目の□欄にチェックしてください。

①朝利用(8時～9時)

②夜利用(17時～19時)

☐ 利用予定あり☐ 利用予定あり☐ 利用予定なし☐ 利用予定なし

6 その他参加に当たって配慮すべきことがあれば記入してください。

--

7 自宅から学校までの略図

(道順を朱書きしてください。また、目印になる建物、店、通りなどは、詳しく記入してください。)

--

【江東きっずクラブ利用児童の個人情報の取扱いについての同意書】

江東きっずクラブ実施校内における江東きっずクラブ A 登録の円滑なクラブ運営を図るため、利用児童の個人情報について、実施校と江東きっずクラブとの間で情報共有することに同意します。

保護者氏名

別記第 8 号様式を次のように改める。

フリガナ	
児童氏名	

江東きつぎクラブ

*父母の帰宅時間

児童との性別	勤務先等から自宅までの帰宅方法及び所要時間(注1)	帰宅時間(注2)
	【 分】	時 分
	【 分】	時 分

(注1) 勤務先等から自宅に帰宅する際の帰宅方法(車、バス、徒歩等)、帰宅ルート(保育園のお迎え等)、所要時間を正確に記入してください。記載内容に虚偽があった場合は、利用の承認を取り消します。

(注2) 勤務(内定)証明書に記載されている勤務終了時間及び勤務先等から自宅までの所要時間を足して算出してください。勤務(内定)証明書による「週3日以上残業」の証明がある方のみ、勤務終了時間に残業時間を足してください。

*自宅付近の略図 ※クラブ(第二希望の場所も)、学校、自宅の道順を朱書きしてください。

		※ 自宅から第一希望のクラブまでの距離	m
		※ 学校からクラブまでの距離	m
		※ 自宅から第二希望のクラブまでの距離	m

*父母以外の緊急連絡先

	氏 名	続柄	住 所	電 話 番 号
1				()
2				()

別記第 1 1 号様式を次のように改める。

別記第11号様式(第8条関係)

江東きつぎクラブ届出事項変更届

江東きつぎクラブ		A 登録	
		年 月 日	
申込者	フリガナ 氏 名	児童	フリガナ 氏 名

・太枠の中は必ず記入してください。

・それ以外の項目は、変更があった箇所のみ記入してください。

1 申込者の状況

フリガナ 申 込 者 氏 名	〒	電 話 番 号
	住 所	統 柄

2 児童の状況

フリガナ			学 校 名		
登録児童 氏 名			学 年 ・ 組	年 組	※ 組が未定の場合は記入不要
			生 年 月 日	年 月 日	性 別 男・女
児 童 の 状 況	障害等	有・無	有に○をした方は、具体的に障害名等をお書きください。		
	特別な配慮の 必要性	有・無	有に○をした方は、具体的に障害名等をお書きください。		
	利用状況	利用している方は、該当するものに○をつけてください。 特別支援学級・特別支援教室・特別支援学校		子ども発達センター等への通園の有無 有 () ・ 無	

3 自宅から学校までの経路

(道順を矢書きしてください。また、目印になる建物、店、通りなどは、詳しく記入してください。)

4 その他

別記第22号様式を次のように改める。

別記第 2 2 号様式 (第 1 3 条関係)

年 月 日

江東きつずクラブ退会届

江東区長 殿

次のとおり退会します。

江東きつずクラブ _____ A 登録・B 登録

(下線にクラブ名を記入、A・B どちらかに○)

1 届出日	年 月 日
2 退会日	年 月 日
3 児童氏名・性別	男 ・ 女
4 学年・組	年 組
5 住所	
6 保護者氏名	
7 退会理由	(1) 転居 (転居先住所) _____ (2) 友達ができた。 (3) 1 人で留守番ができる。 (4) その他の理由 _____ (5) 他のクラブへの移動 (以下の 8 に記入)
8 移動先クラブ名	
9 おやつ代 (間食費) の 還付請求	_____ 円 (年 月分～ 年 月分)

※ 還付金額は、クラブ職員にお問合せください。

※ 利用料の前納がある場合は、後日ご連絡いたします。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区江東きつずクラブ条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 2 0 号

江東区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

江東区介護保険条例施行規則 (平成 12 年 3 月江東区規則第 2 4 号) の一部を次のように改正す

る。

第11条中「交付する」を「交付することができ」に改める。

別記第1号様式中「印」を削る。

別記第4号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

別記第4号様式（第9条関係）

〒 <u> </u> 市町村コード		被保険者番号 _____ _____ _____		
1	3	1	0	8
江東区 専用		介護保険主治医意見書		記入日 年 月 日

申請者氏名	フリガナ _____	性別 ☐ 1男 ☐ 2女	〒 _____	住所 ☐
生年月日	____年 ____月 ____日生		運送先	☐

上記の申請者に関する意見は以下の通りです。主治医として本意見書を介護サービス提供機関に利用されることは「同意する」 「同意しない」

医師氏名 _____	〒 _____	電話 _____	初回 ☐
医療機関名称 _____	〒 _____		2回目以上 ☐
医療機関所在地 _____	町道 _____		

(1)最終診療日 年 月 日

(2)意見書の作成回数 「1」 初回 「2」 2回目以上

(3)診療分野の有無
☐ 有 (左の場合) ☐ 無 内科 ☐ 精神科 ☐ 小児科 ☐ 整形外科 ☐ 脳神経外科 ☐ 皮膚科 ☐ 泌尿器科
☐ 婦人科 ☐ 眼科 ☐ 耳鼻咽喉科 ☐ リハビリテーション科 ☐ 歯科 ☐ その他 ()

1 傷病に関する意見

(1)診断名(持病・既往又は生活機能低下の前接の原因となっている傷病名)については(1)に記入)及び発症年月日

1	発症年月日 ()	年	月	日	(項)
2	発症年月日 ()	年	月	日	(項)
3	発症年月日 ()	年	月	日	(項)

(2)住居と定住の家数 「1」 家定 「2」 不安定 「3」 不明
(「不安定」とした場合は、具体的な状況を記入)

(3)生活機能低下の直接の原因となっている傷病又は持病・既往の経過及び世帯内内容を含めた状況内容
【最近(概ね1ヵ月以内)介護に影響のあったもの及び持病・既往についてはその診断の根拠等について記入】

2 特別なケア(過去1日間以内に受けたケアのうち全てにチェック)

処置内容	☐ 点滴の管理	☐ 中心静脈栄養	☐ 透析	☐ ストーマの処置	☐ 褥瘡療法
	☐ レスビレーター	☐ 気管切開の処置	☐ 呼吸器の管理	☐ 経管栄養	
特別のケア	☐ モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等)			☐ 褥瘡の処置	

入浴への対応 カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル等)

3 心身の状態に関する意見

(1)日常生活上の自立態勢について

- ・障害高齢者の日常生活自立度(仮たきり度) 自立 ☐ I ☐ II ☐ III ☐ IV ☐ V ☐ VI ☐ VII ☐ VIII ☐ IX ☐ X ☐ XI ☐ XII ☐ XIII ☐ XIV ☐ XV ☐ XVI ☐ XVII ☐ XVIII ☐ XIX ☐ XX ☐ XXI ☐ XXII ☐ XXIII ☐ XXIV ☐ XXV ☐ XXVI ☐ XXVII ☐ XXVIII ☐ XXIX ☐ XXX ☐ XXXI ☐ XXXII ☐ XXXIII ☐ XXXIV ☐ XXXV ☐ XXXVI ☐ XXXVII ☐ XXXVIII ☐ XXXIX ☐ XL ☐ XLI ☐ XLII ☐ XLIII ☐ XLIV ☐ XLV ☐ XLVI ☐ XLVII ☐ XLVIII ☐ XLIX ☐ L ☐ LI ☐ LII ☐ LIII ☐ LIV ☐ LV ☐ LVI ☐ LVII ☐ LVIII ☐ LIX ☐ LX ☐ LXI ☐ LXII ☐ LXIII ☐ LXIV ☐ LXV ☐ LXVI ☐ LXVII ☐ LXVIII ☐ LXIX ☐ LXX ☐ LXXI ☐ LXXII ☐ LXXIII ☐ LXXIV ☐ LXXV ☐ LXXVI ☐ LXXVII ☐ LXXVIII ☐ LXXIX ☐ LXXX ☐ LXXXI ☐ LXXXII ☐ LXXXIII ☐ LXXXIV ☐ LXXXV ☐ LXXXVI ☐ LXXXVII ☐ LXXXVIII ☐ LXXXIX ☐ XLX ☐ LLI ☐ LLII ☐ LLIII ☐ LLIV ☐ LLV ☐ LLVI ☐ LLVII ☐ LLVIII ☐ LLIX ☐ LLL ☐ LLLI ☐ LLLII ☐ LLLIII ☐ LLLIV ☐ LLLV ☐ LLLVI ☐ LLLVII ☐ LLLVIII ☐ LLLIX ☐ LLLL ☐ LLLLI ☐ LLLLII ☐ LLLLIII ☐ LLLLV ☐ LLLLVI ☐ LLLLVII ☐ LLLLVIII ☐ LLLLIX ☐ LLLLL ☐ LLLLLI ☐ LLLLLII ☐ LLLLLIII ☐ LLLLLIV ☐ LLLLLV ☐ LLLLLVI ☐ LLLLLVII ☐ LLLLLVIII ☐ LLLLLIX ☐ LLLLLX ☐ LLLLLXI ☐ LLLLLXII ☐ LLLLLXIII ☐ LLLLLXIV ☐ LLLLLXV ☐ LLLLLXVI ☐ LLLLLXVII ☐ LLLLLXVIII ☐ LLLLLXIX ☐ LLLLLXX ☐ LLLLLXXI ☐ LLLLLXXII ☐ LLLLLXXIII ☐ LLLLLXXIV ☐ LLLLLXXV ☐ LLLLLXXVI ☐ LLLLLXXVII ☐ LLLLLXXVIII ☐ LLLLLXXIX ☐ LLLLLXXX ☐ LLLLLXXXI ☐ LLLLLXXXII ☐ LLLLLXXXIII ☐ LLLLLXXXIV ☐ LLLLLXXXV ☐ LLLLLXXXVI ☐ LLLLLXXXVII ☐ LLLLLXXXVIII ☐ LLLLLXXXIX ☐ LLLLLXXXX ☐ LLLLLXXXXI ☐ LLLLLXXXXII ☐ LLLLLXXXXIII ☐ LLLLLXXXXIV ☐ LLLLLXXXXV ☐ LLLLLXXXXVI ☐ LLLLLXXXXVII ☐ LLLLLXXXXVIII ☐ LLLLLXXXXIX ☐ LLLLLXXXXX ☐ LLLLLXXXXXI ☐ LLLLLXXXXXII ☐ LLLLLXXXXXIII ☐ LLLLLXXXXXIV ☐ LLLLLXXXXXV ☐ LLLLLXXXXXVI ☐ LLLLLXXXXXVII ☐ LLLLLXXXXXVIII ☐ LLLLLXXXXXIX ☐ LLLLLXXXXXX ☐ LLLLLXXXXXXI ☐ LLLLLXXXXXXII ☐ LLLLLXXXXXXIII ☐ LLLLLXXXXXXIV ☐ LLLLLXXXXXXV ☐ LLLLLXXXXXXVI ☐ LLLLLXXXXXXVII ☐ LLLLLXXXXXXVIII ☐ LLLLLXXXXXXIX ☐ LLLLLXXXXXXX ☐ LLLLLXXXXXXXI ☐ LLLLLXXXXXXXII ☐ LLLLLXXXXXXXIII ☐ LLLLLXXXXXXXIV ☐ LLLLLXXXXXXXV ☐ LLLLLXXXXXXXVI ☐ LLLLLXXXXXXXVII ☐ LLLLLXXXXXXXVIII ☐ LLLLLXXXXXXXIX ☐ LLLLLXXXXXXXOX ☐ LLLLLXXXXXXXOXI ☐ LLLLLXXXXXXXOXII ☐ LLLLLXXXXXXXOXIII ☐ LLLLLXXXXXXXOXIV ☐ LLLLLXXXXXXXOXV ☐ LLLLLXXXXXXXOXVI ☐ LLLLLXXXXXXXOXVII ☐ LLLLLXXXXXXXOXVIII ☐ LLLLLXXXXXXXOXIX ☐ LLLLLXXXXXXXOXX ☐ LLLLLXXXXXXXOXXI ☐ LLLLLXXXXXXXOXXII ☐ LLLLLXXXXXXXOXXIII ☐ LLLLLXXXXXXXOXXIV ☐ LLLLLXXXXXXXOXXV ☐ LLLLLXXXXXXXOXXVI ☐ LLLLLXXXXXXXOXXVII ☐ LLLLLXXXXXXXOXXVIII ☐ LLLLLXXXXXXXOXXIX ☐ LLLLLXXXXXXXOXXX ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXI ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXII ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXIII ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXIV ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXV ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXVI ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXVII ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXVIII ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXIX ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXX ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXXI ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXXII ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXXIII ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXXIV ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXXV ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXXVI ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXXVII ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXXVIII ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXXIX ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXXOX ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXXOXI ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXXOXII ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXXOXIII ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXXOXIV ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXXOXV ☐ LLLLLXXXXXXXOXXXXOXVI ☐ LLLLLXXXXXXXO

(4) その他の精神・神経症状の有無 ☐ 無 ☐ 有 (症状名: _____)		専門医受診の有無 ☐ 有 (_____) ☐ 無	
(5) 身体の状態			
身長 = cm 体重 = kg (過去3か月の体重の変化 ☐ 増加 ☐ 維持 ☐ 減少)			
四肢欠損 (部位: _____)			
麻痺 ☐ 右上肢(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) ☐ 左上肢(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)			
☐ 右下肢(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重) ☐ 左下肢(程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)			
その他 (部位: _____ 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)			
筋力の低下 (部位: _____ 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)			
関節の拘縮 (部位: _____ 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)			
関節の痛み (部位: _____ 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)			
矢張り・不随意運動 ・上肢 ☐ 有 ☐ 無 ・下肢 ☐ 有 ☐ 無 ・体幹 ☐ 有 ☐ 無			
褥瘡 (部位: _____ 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)			
その他の皮膚症状 (部位: _____ 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)			
4. 生活機能とサービスに関する意見			
(1) 移動			
外出歩行 ☐ 自立 ☐ 介助が求められている ☐ していない			
車いすの使用 ☐ 用いていない ☐ 主に自分で操作している ☐ 主に他人が操作している			
歩行補助具・器具の使用(※熱選可) ☐ 用いていない ☐ 屋外で使用 ☐ 屋内で使用			
(2) 栄養・食生活			
食事行為 ☐ 出来ないし何かが自分で食べられる ☐ 介助あり			
現在の栄養状態 ☐ 良好 ☐ 不良			
→ 栄養・食生活上の留意点 (_____)			
(3) 現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態とその対処方針			
☐ 尿失禁 ☐ 嚥下・嚥折 ☐ 移動能力の低下 ☐ 褥瘡 ☐ 心肺機能の低下 ☐ 閉じこもり ☐ 意識低下 ☐ 徘徊			
☐ 低栄養 ☐ 摂食・嚥下機能低下 ☐ 脱水 ☐ 易感染性 ☐ がん等による疼痛 ☐ その他(_____)			
→ 対処方針 (_____)			
(4) サービス利用による生活機能の維持・改善の見通し			
☐ 見込める ☐ 見込めない ☐ 不明			
(5) 医学的ケアの必要性 (特に必要性の高いものには下線を引いてください。 予防給付により提供されるサービスを含みます。)			
☐ 訪問診療 ☐ 訪問看護		☐ 訪問歯科診療 ☐ 訪問薬剤管理指導	
☐ 訪問リハビリテーション ☐ 短期入所療養介護		☐ 訪問歯科衛生指導 ☐ 訪問栄養食事指導	
☐ 通所リハビリテーション ☐ その他の医療系サービス(_____)			
(6) サービス提供時における医学的観点からの留意事項			
・血圧 ☐ 特になし ☐ あり (_____)		・移動 ☐ 特になし ☐ あり (_____)	
・摂食 ☐ 特になし ☐ あり (_____)		・運動 ☐ 特になし ☐ あり (_____)	
・排泄 ☐ 特になし ☐ あり (_____)		・その他(_____)	
(7) 感染症の有無 (有の場合は具体的に記入してください。)			
☐ 無 ☐ 有 (_____)			
5. 特記すべき事項			
要介護認定及び介護サービス計画作成時に必要な医学的意見等を記載してください。なお、専門医等に別途意見を求めた場合はその内容、結果を記載してください。 (情報提供書、身体障害者申請診断書の写し等を添付して頂いても結構です。)			

別記第 5 号様式 (第 9 条関係)

御中

主治医：

様

江東区長

介護保険主治医意見書提出依頼書

次の者について同封の「介護保険主治医意見書」を記入の上、期日までにご返送ください。

期 間：

申請区分：

報酬区分：

被 保 険 者	被保険者番号			
	フリガナ			
	氏 名		生年月日	
			性別	
	住 所			
	電話番号			

介護保険法では、被保険者から要介護認定の申請を受けた場合、当該被保険者の「身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等」について、主治医から意見を求めることとされています。

(介護保険法第27条第6項)

被保険者本人の申出により、主治医としてご依頼しますが、下記のような場合は、ご連絡をお願い致します。

- 1 ご都合により、主治医意見書の記入が大幅に遅れる場合
- 2 ご都合により、主治医意見書の記入ができない場合
- 3 最終診察日と記入日が、3 か月以上離れている場合

問合せ先

課

東京都江東区東陽4丁目28

(直通)03-3647-9496

(代表)03-3647-9111

【注記】

別記第21号様式から別記第22号の2様式まで及び別記第26号様式中「印」を削る。

別記第27号様式中「**印**」及び「印」を削る。

別記第27号の3様式、別記第29号の2様式及び別記第52号様式中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区介護保険条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月30日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第21号

江東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

江東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則(平成25年3月江東区規則第19号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針(第190条)

第2節 人員に関する基準(第191条—第193条)

第3節 設備に関する基準(第194条・第195条)

第4節 運営に関する基準(第196条—第202条)

を

「第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針(第190条)

第2節 人員に関する基準(第191条—第193条)

第3節 設備に関する基準(第194条・第195条)

第4節 運営に関する基準(第196条—第202条)

第10章 雑則(第203条)

に改める。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「をいう。」の次に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「をいう。」の次に「第47条第4項第2号において同じ。」を加え、同項第3号中「をいう。」の次に「第47条第4項第3号において同じ。」を加え、同項第4号中「をいう。」の次に「第47条第4項第4号において同じ。」を加え、同項第5号中「をいう。」の次に「第47条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「をいう。」の次に「第47条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「をいう。」の次に「第47条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「をいう。」の次に「第47条第4項第8号及び」を加える。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しな

ければならない。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 33 条に次の 1 項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第 34 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 39 条第 1 項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第 59 条の 17 第 1 項及び第 88 条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第 40 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

- 第 40 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 47 条第 1 項第 1 号中「専ら」及び「とする。

ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。」を削り、同項第 2 号中「とする。」を削り、同項第 3 号中「専ら」及び「とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。」を削り、同条に次の 5 項を加える。

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所

- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「区長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、区長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護

事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第56条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「第33条から第38条まで、第40条及び第41条」を「第32条の2から第38条まで及び第40条から第41条まで」に、「第33条及び第34条」を「第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項中「ならない。」の次に「その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 5 9 条の 1 6 第 2 項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第 5 9 条の 1 7 第 1 項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第 5 9 条の 2 0 中「、第 3 4 条から第 3 8 条まで」を「、第 3 2 条の 2、第 3 4 条から第 3 8 条まで、第 4 0 条の 2」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第 3 2 条の 2 第 2 項、第 3 4 条第 1 項並びに第 4 0 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 3 4 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第 5 9 条の 2 0 の 3 中「、第 3 4 条から第 3 8 条まで」を「、第 3 2 条の 2、第 3 4 条から第 3 8 条まで、第 4 0 条の 2」に、「第 3 4 条において」を「第 3 4 条第 1 項において」に、「と、第 3 4 条」を「と、第 3 2 条の 2 第 2 項、第 3 4 条第 1 項並びに第 4 0 条の 2 第 1 号及び第 3 号」に、「及び第 5 9 条の 1 3 第 3 項」を「、第 5 9 条の 1 3 第 3 項及び第 4 項並びに第 5 9 条の 1 6 第 2 項第 1 号及び第 3 号」に改める。

第 5 9 条の 3 4 中第 9 号を第 1 0 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 5 9 条の 3 6 第 1 項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用し

て行うことができるものとする。)」を加える。

第 5 9 条の 3 8 中「、第 3 4 条から第 3 8 条まで」を「、第 3 2 条の 2、第 3 4 条から第 3 8 条まで、第 4 0 条の 2」に、「この場合において、第 3 4 条」を「この場合において、第 3 2 条の 2 第 2 項、第 3 4 条第 1 項並びに第 4 0 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 3 4 条第 1 項」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第 5 9 条の 1 3 第 3 項」の次に「及び第 4 項並びに第 5 9 条の 1 6 第 2 項第 1 号及び第 3 号」を加える。

第 6 4 条第 1 項中「又は施設」の次に「(第 6 6 条第 1 項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第 6 5 条第 2 項中「第 8 3 条第 7 項」の次に「、第 1 1 1 条第 9 項」を加える。

第 6 6 条第 1 項中「とする。」の次に「なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第 7 3 条中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 8 1 条中「、第 3 4 条から第 3 8 条まで」を「、第 3 2 条の 2、第 3 4 条から第 3 8 条まで、第 4 0 条の 2」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第 3 2 条の 2 第 2 項、第 3 4 条第 1 項並びに第 4 0 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「第 3 4 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を「第 5 9 条の 1 3 第 3 項及び第 4 項並びに第 5 9 条の 1 6 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」に改める。

第 8 3 条第 6 項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第84条第3項中「第112条第2項」を「第112条第3項」に改める。

第88条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第101条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第109条中「、第34条から第38条まで、第40条、第41条」を「、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで」に改め、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第111条第1項中「を除く。」をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第111条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により

設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第112条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第114条中第6項を第7項とし、第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第1項中「指定認知症対応型共同生活介護事業所の」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2）とする。

第118条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第129条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第122条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第123条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第124条第3項中「ならない。」の次に「その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎

的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 1 2 9 条中「、第 3 4 条から第 3 6 条まで、第 3 8 条、第 4 0 条、第 4 1 条」を「、第 3 2 条の 2、第 3 4 条から第 3 6 条まで、第 3 8 条、第 4 0 条から第 4 1 条まで」に改め、「規程」と、の次に「同項、第 3 2 条の 2 第 2 項、第 3 4 条第 1 項並びに第 4 0 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 3 4 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第 6 章第 4 節」との次に「、第 5 9 条の 1 6 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第 1 3 8 条第 6 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第 1 4 5 条中第 9 号を第 1 0 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 1 4 6 条第 4 項中「ならない。」の次に「その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の 1 項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 1 4 9 条中「、第 3 4 条から第 3 8 条まで、

第 4 0 条、第 4 1 条」を「、第 3 2 条の 2、第 3 4 条から第 3 8 条まで、第 4 0 条から第 4 1 条まで」に、「、第 3 4 条中」を「、第 3 2 条の 2 第 2 項、第 3 4 条第 1 項並びに第 4 0 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」に、「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第 7 章第 4 節」との次に「、第 5 9 条の 1 6 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第 1 5 1 条第 1 項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第 4 号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第 1 5 1 条第 1 項第 4 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第 3 項ただし書中「、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第 1 7 8 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 1 1 年厚生省令第 3 9 号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第 3 8 条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準第 4 7 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第 1 8 7 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き)を削り、同条第 8 項各号列記以外の部分中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第 1 号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第 2 号から第 4 号までの規定中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同条第 1 3 項中「栄養士又は機能訓練指導員により」を「栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により」に改める。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第158条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項中「ならない。」の次に「その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に

「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第180条第1項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第182条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項中「ならない。」の次に「その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第

2 項、第 3 4 条第 1 項並びに第 4 0 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 3 4 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第 1 9 1 条第 1 1 項中「前項」を「第 7 項」に改める。

第 2 0 2 条中「、第 3 4 条から第 3 8 条まで、第 4 0 条、第 4 1 条」を「、第 3 2 条の 2、第 3 4 条から第 3 8 条まで、第 4 0 条から第 4 1 条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第 3 2 条の 2 第 2 項、第 3 4 条第 1 項並びに第 4 0 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 3 4 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「と、第 5 9 条の 1 3」の次に「第 3 項及び第 4 項並びに第 5 9 条の 1 6 第 2 項第 1 号及び第 3 号」を加える。

第 9 章の次に次の 1 章を加える。

第 1 0 章 雑則

(電磁的記録等)

第 2 0 3 条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第 1 2 条第 1 項(第 5 9 条、第 5 9 条の 2 0、第 5 9 条の 2 0 の 3、第 5 9 条の 3 8、第 8 1 条、第 1 0 9 条、第 1 2 9 条、第 1 4 9 条、第 1 7 7 条、第 1 8 9 条及び第 2 0 2 条において準用する場合を含む。)、第 1 1 6 条第 1 項、第 1 3 6 条第 1 項及び第 1 5 5 条第 1 項(第 1 8 9 条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等

の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(虐待の防止に係る経過措置)

2 この規則の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、この規則による改正後の江東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則(以下「新規則」という。)第 3 条第 3 項及び第 4 0 条の 2(新規則第 5 9 条、第 5 9 条の 2 0、第 5 9 条の 2 0 の 3、第 5 9 条の 3 8、第 8 1 条、第 1 0 9 条、第 1 2 9 条、第 1 4 9 条、第 1 7 7 条、第 1 8 9 条及び第 2 0 2 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新規則第 3 1 条、第 5 5 条、第 5 9 条の 1 2(新規則第 5 9 条の 2 0 の 3 において準用する場合を含む。)、第 5 9 条の 3 4、第 7 3 条、第 1 0 1 条(新規則第 2 0 2 条において準用する場合を含む。)、第 1 2 3 条、第 1 4 5 条、第 1 6 8 条及び第 1 8 6 条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この規則の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、新規則第 3 2 条の 2(新規則第 5 9 条、第 5 9 条の 2 0、第 5 9 条の 2 0 の 3、第 5 9 条の 3 8、第 8 1 条、第 1 0 9 条、第 1 2 9 条、第 1 4 9 条、第 1 7 7 条、第 1 8 9 条及び第 2 0 2 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新規則第 3 2 条の 2 中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この規則の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、新規則第 3 3 条第 3 項(新規則第 5

9条において準用する場合を含む。)及び第59条の16第2項(新規則第59条の20の3、第59条の38、第81条、第109条、第129条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新規則第59条の13第3項(新規則第59条の20の3、第59条の38、第81条、第109条及び第202条において準用する場合を含む。)、第124条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

6 この規則の施行の日以降、当分の間、新規則第180条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新規則第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この規則の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室、療養室又は病室(以下この項において「居室等」という。)であって、この規則による改正前の江東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則第180条第1項第1号ア(ウ)iiの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

(栄養管理に関する経過措置)

8 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新規則第163条の2(新規則第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新規則第163条の2中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(^く口腔衛生の管理に係る経過措置)

9 この規則の施行の日から令和6年3月31日

までの間、新規則第163条の3(新規則第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新規則第163条の3中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

10 この規則の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新規則第175条第1項(新規則第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新規則第175条第1項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号に定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

11 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新規則第171条第2項第3号(新規則第189条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

江東区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月30日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第22号

江東区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

江東区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則(平成25年3月江東区規則第20号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第 1 節 基本方針 (第 7 0 条)

第 2 節 人員に関する基準 (第 7 1 条—第 7 3 条)

第 3 節 設備に関する基準 (第 7 4 条)

第 4 節 運営に関する基準 (第 7 5 条—第 8 6 条)

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第 8 7 条—第 9 0 条)

を

「第 4 章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第 1 節 基本方針 (第 7 0 条)

第 2 節 人員に関する基準 (第 7 1 条—第 7 3 条)

第 3 節 設備に関する基準 (第 7 4 条)

第 4 節 運営に関する基準 (第 7 5 条—第 8 6 条)

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第 8 7 条—第 9 0 条)

第 5 章 雑則 (第 9 1 条)

に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 8 条第 1 項中「事業所又は施設」の次に「(第 1 0 条第 1 項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第 9 条第 2 項中「第 4 4 条第 7 項」の次に「及び第 7 1 条第 9 項」を加える。

第 1 0 条第 1 項中「とする。」の次に「なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第 2 7 条中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 2 8 条第 3 項中「ならない。」の次に「その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 2 8 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 2 8 条の 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。第 3 0 条に次の 1 項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 3 1 条第 2 項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話

装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用につい

て当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第44条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「(以下)」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第65条中「第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）から第39条まで」を「第28条の2、第31条から第39条まで（第37条第4項を除く。）」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第71条第1項中「」をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介

護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第 10 項を第 11 項とし、第 9 項を第 10 項とし、第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 第 7 項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第 6 項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第 72 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第 74 条第 1 項中「1 又は 2」を「1 以上 3 以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1 又は 2）」に改める。

第 78 条第 3 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第 79 条中「指定地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第 80 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 81 条第 3 項中「ならない。」の次に「その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他

これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 86 条中「第 24 条、第 26 条」の次に「、第 28 条の 2」を加え、「、第 37 条（第 4 項を除く。）、第 38 条、第 39 条」を「から第 39 条まで（第 37 条第 4 項及び第 39 条第 5 項を除く。）」に改め、「規程」と、の次に「同項、第 28 条の 2 第 2 項、第 31 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 32 条第 1 項並びに第 37 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 32 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第 87 条第 2 項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第 39 条第 1 項に規定する運営推進会議における評価

第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章 雑則

（電磁的記録等）

第 91 条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 14 条第 1 項（第 65 条及び第 86 条において準用する場合を含む。）及び第 76 条第 1 項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この規則の規定において書面で行うことが想定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法という。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、この規則による改正後の江東区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則(以下「新規則」という。)第3条第3項及び第37条の2(新規則第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新規則第27条、第57条及び第80条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは、「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新規則第28条の2(新規則第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新規則第28条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 4 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新規則第31条第2項(新規則第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新規則第31条第2項中「講じなければ」とあるのは「講じる

よう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新規則第28条第3項(新規則第65条において準用する場合を含む。)及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

江東区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月30日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第23号

江東区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

江東区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(平成18年6月江東区規則第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「指定地域密着型サービス事業所指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書」を「指定申請書」に改め、同条第2項中「、指定しないことを決定したときは、非指定通知書(別記第3号様式)により」を削る。

第3条第1号中「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条第2号中「、休止又は再開」を「又は休止」に、「廃止・休止・再開届出書(別記第5号様式)」を「廃止・休止届出書(別記第4号様式)」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 事業の再開の場合 再開届出書(別記第5号様式)

第6条第1項中「指定地域密着型サービス事業所指定地域密着型介護予防サービス事業所指定更新申請書」を「指定更新申請書」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

指定申請書

年 月 日

江東区長 殿

(名称)

申請者

(代表者の職名・氏名)

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

申請者	フリガナ									
	名称									
	主たる事務所の所在地	(郵便番号) 都道府県 市区町村								
	連絡先	電話番号			FAX番号					
		E-mail								
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ氏名		生年月日				
	代表者の住所	(郵便番号) 都道府県 市区町村								
	指定を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業等の種類				指定申請対象事業(該当事業に○)	既に指定を受けている事業(該当事業に○)	指定申請をする事業の開始予定年月日	様式	
		地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護							付表 1
			認知症対応型通所介護							付表 2
小規模多機能型居宅介護							付表 3			
認知症対応型共同生活介護							付表 4			
地域密着型特定施設入居者生活介護							付表 5			
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護							付表 6			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護							付表 7			
複合型サービス							付表 8			
居宅介護支援事業		地域密着型介護予防認知症対応型通所介護							付表 9	
	介護予防小規模多機能型居宅介護							付表 10		
	介護予防認知症対応型共同生活介護							付表 1		
								付表 2		
介護保険事業所番号				(既に若くは許可を受けている場合)						
医療機関コード等				(保険医療機関として指定を受けている場合)						

裏面に記載についての備考があります。

備考

- 1 「指定申請対象事業」及び「既に指定を受けている事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 2 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。
- 3 既に地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所のいずれか一方の指定を受けている事業者が、他方の地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始予定年月日」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。

別記第2号様式中「代表者氏名」を「申請者の名称及び代表者の職名・氏名」に改め、別記第3号様式から別記第8号様式までを次のように改める。

別記第 3 号様式 (第 3 条関係)

変更届出書

年 月 日

江東区長 殿

住所
開設者 (所在地)
氏名
(名称及び代表者氏名)

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号							
指定内容を変更した事業所		名称							
		所在地							
サービスの種類 変更年月日		年 月 日							
変更があった事項 (該当に○)		変更の内容							
	事業所 (施設) の名称	(変更前)							
	事業所 (施設) の所在地								
	申請者の名称								
	上たる事務所の所在地								
	代表者 (開設者) の氏名、生年月日及び住所 登記事項証明書、条例等 (当該事業に関するものに限る。)								
	事業所 (施設) の建物の構造、専用区画等	(変更後)							
	事務所 (施設) の管理者の氏名、生年月日及び住所								
	運営規程								
	協力医療機関 (病院) ・協力歯科医療機関								
	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制								
	本体施設、本体施設との移動経路等								
	併設施設の状況等								
	介護支援専門員の氏名及びその登録番号								

備考 変更内容が分かる書類を添付してください。

別記第4号様式(第3条関係)

廃止・休止届出書

年 月 日

江東区長 殿

住所

開設者(所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

	介護保険事業所番号								
廃止(休止)する事業所	名称								
	所在地								
サービスの種類									
廃止・休止の別	廃止・休止								
廃止・休止年月日	年 月 日								
廃止・休止理由									
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置									
休止予定期間	休止日～ 年 月 日								

備考 廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

別記第 5 号様式 (第 3 条関係)

再開届出書

年 月 日

江東区長 殿

住所

開設者 (所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号													
再開した事業所	名称													
	所在地													
サービスの種類														
再開した年月日	年 月 日													

備考

- 1 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表を添付してください。
- 2 休止前に届け出た状況に変更が生じている場合には、変更届の提出も併せて行ってください。

年 月 日

住所
開設者（所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名）

	介護保険事業所番号													
指定を辞退する施設	名称													
	所在地													
指定を受けた年月日	年 月 日													
指定を辞退する年月日	年 月 日													
指定を辞退する理由														
既に施設に入所している者に対する措置														

備考 指定を辞退する日の1月前までに届け出てください。

別記第 7 号様式 (第 5 条関係)

第 号
年 月 日

殿

江東区長

印

指定取消 (停止) 通知書

年 月 日付 第 号により指定した地域密着型サービス事業所
(指定地域密着型介護予防サービス事業所)につき、下記のとおり指定の取消し(効力の
全部・一部停止)をしたので通知する。

記

- 1 事業所名
- 2 所在地
- 3 サービスの種類
- 4 介護保険事業所番号
- 5 事業者及び代表者氏名
- 6 処分内容
- 7 処分理由
- 8 取消年月日・停止期間

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第8号様式(第6条関係)

指定更新申請書

年 月 日

江東区長 殿

(名称)

申請者

(代表者の職名・氏名)

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

申請者	フリガナ 名 称										
	主たる事業所の 所 在 地	(郵便番号) 都道 区市 府県 郡町村									
	通 絡 先	電話番号				FAX番号					
		E m a i l									
	代表者の職名・氏 名・生年月日	職 名	フリガナ 氏名					生年月日			
事業所	代表者の住所	(郵便番号) 都道 区市 府県 郡町村									
	事業等の種類			介護保険事業所番号							
	指定有効期間 起 止 日										
	フリガナ 名 称										
	所 在 地	(郵便番号) 都道 区市 府県 郡町村									
管理 者	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき										
	フリガナ 名 称										
	主たる事務所の 所 在 地	(郵便番号) 都道 区市 府県 郡町村									
	フリガナ 氏 名						生年月日				
	住 所	(郵便番号) 都道 区市 府県 郡町村									

別添 誓約書

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 24 号

江東区指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

江東区指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則（平成 30 年 3 月江東区規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「指定居宅介護支援事業所指定申請書」を「指定申請書」に改め、同条第 2 項中「ときは指定通知書」を「ときは、指定通知書」に改め、「、指定しないことを決定したときは非指定通知書（別記第 3 号様式）により」を削る。

第 3 条第 1 号中「別記第 4 号様式」を「別記第 3 号様式」に改め、同条第 2 号中「、休止又は再開」を「又は休止」に、「廃止・休止・再開届出書（別記第 5 号様式）」を「廃止・休止届出書（別記第 4 号様式）」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (3) 事業の再開の場合 再開届出書（別記第 5 号様式）

第 5 条第 1 項中「指定居宅介護支援事業所指定更新申請書」を「指定更新申請書」に改める。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

指定申請書

年 月 日

江東区長 殿

(名称)

申請者

(代表者の職名・氏名)

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

申請者	フリガナ 氏 名					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号) 都道府県 区市町村				
	連絡先	電話番号	FAX番号			
	代表者の職名・氏名・生年月日	職 名	フリガナ 氏 名	生年 月 日		
	代表者の住所	(郵便番号) 都道府県 区市町村				
指定を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業等の種類		指定申請対象事業(該当事業に○)	既に指定を受けている事業(該当事業に○)	指定申請をする事業の開始予定年月日	様式
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護				付表1
		認知症対応型通所介護				付表2
		小規模多機能型居宅介護				付表3
		認知症対応型共同生活介護				付表4
		地域密着型特定施設入居者生活介護				付表5
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				付表6
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護				付表7
		複合型サービス				付表8
		地域密着型通所介護				付表9
		居宅介護支援事業				付表10
	介護予防サービス	地域密着型介護予防認知症対応型通所介護				付表2
介護予防小規模多機能型居宅介護					付表3	
介護予防認知症対応型共同生活介護					付表4	
介護保険事業所番号		(既に指定又は許可を受けている場合)				
医療機関コード等		(保険医療機関として指定を受けている場合)				

裏面に記載に關しての備考があります。

備考

- 1 「指定申請対象事業」及び「既に指定を受けている事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 2 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。
- 3 既に地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所のいずれか一方の指定を受けている事業者が、他方の地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始予定年月日」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。

別記第 2 号様式中「代表者氏名」を「申請者の名称及び代表者の職名・氏名」に改め、別記第 3 号様式から別記第 7 号様式を次のように改める。

別記第3号様式(第3条関係)

変更届出書

年 月 日

江東区長 殿

住所
開設者(所在地)
氏名
(名称及び代表者氏名)

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号						
指定内容を変更した事業所		名称						
		所在地						
サービスの種類 変更年月日		年 月 日						
変更があった事項(該当に○)		変更の内容						
	事業所(施設)の名称	(変更前)						
	事業所(施設)の所在地							
	申請者の名称							
	上たる事務所の所在地							
	代表者(開設者)の氏名、生年月日及び住所							
	登記事項証明書、条例等(当該事業に関するものに限る。)	(変更後)						
	事業所(施設)の建物の構造、専用区画等							
	事務所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所							
	運営規程							
	介護支援専門員の氏名及びその登録番号							

備考 変更内容が分かる書類を添付してください。

別記第 4 号様式 (第 3 条関係)

廃止・休止届出書

年 月 日

江東区長 殿

住所

開設者 (所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

次のとおり事業を廃止 (休止) するので届け出ます。

	介護保険事業所番号													
廃止 (休止) する事業所	名称													
	所在地													
サービスの種類														
廃止・休止の別	廃止・休止													
廃止・休止年月日	年 月 日													
廃止・休止理由														
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置														
休止予定期間	休止日～ 年 月 日													

備考 廃止又は休止する日の 1 月前までに届け出てください。

別記第5号様式(第3条関係)

再開届出書

年 月 日

江東区長 殿

住所

開設者(所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

再開した事業所	介護保険事業所番号													
	名称													
	所在地													
サービスの種類														
再開した年月日	年 月 日													

備考

- 1 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表を添付してください。
- 2 休止前に届け出た状況に変更が生じている場合には、変更届の提出も併せて行ってください。

別記第 6 号様式 (第 4 条関係)

第 号
年 月 日

殿

江東区長

印

指定取消 (停止) 通知書

年 月 日付 第 号により指定した指定居宅介護支援事業所につき、下記のとおり指定の取消し (効力の全部・一部停止) をしたので通知する。

記

- 1 事業所名
- 2 所在地
- 3 サービスの種類
- 4 介護保険事業所番号
- 5 事業者及び代表者氏名
- 6 処分内容
- 7 処分理由
- 8 取消年月日・停止期間

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として (訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第7号様式(第5条関係)

指定更新申請書

年 月 日

江東区長 殿

(名称)

申請者

(代表者の職名・氏名)

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

申請者	フリガナ 名称	(郵便番号) 都道 区市 府県 郡町村									
	連絡先	電話番号 E m a i l				F A X 番号					
	代表者の職名・氏名・生年月日	職 名			フリガナ 氏名	生年月日					
事業所	代表者の住所	(郵便番号) 都道 区市 府県 郡町村									
	事業等の種類	介護保険事業所番号									
	指定有効期間満了日	フリガナ									
	フリガナ 名称	(郵便番号) 都道 区市 府県 郡町村									
	所在地	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき									
	フリガナ 名称										
管理者	主たる事務所の所在地	(郵便番号) 都道 区市 府県 郡町村									
	フリガナ 氏 名						生年月日				
	住 所	(郵便番号) 都道 区市 府県 郡町村									

別添 1 誓約書

2 介護支援専門員一覧

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 25 号

江東区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

江東区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成 18 年 6 月江東区規則第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「に、次に定める書類を添付することにより行うものとする」を「による」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「別記第 8 号様式」を「別記第 2 号様式」に改め、同項中「、指定しないことを決定したときは、非指定通知書（別記第 9 号様式）により」及び「ものとする」を削る。

第 3 条各号列記以外の部分中「により行うものとする」を「による」に改め、同条第 1 号中「別記第 10 号様式」を「別記第 3 号様式」に改め、同条第 2 号中「、休止又は再開」を「又は休止」に、「廃止・休止・再開届出書（別記第 11 号様式）」を「廃止・休止届出書（別記第 4 号様式）」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (3) 事業の再開の場合 再開届出書（別記第 5 号様式）

第 4 条中「別記第 12 号様式」を「別記第 6 号様式」に改める。

第 5 条第 1 項中「別記第 13 号様式」を「別記第 7 号様式」に改める。

第 8 条各号列記以外の部分中「別記第 14 号様式」を「別記第 8 号様式」に、「に、第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる書類及び次に掲げる書類を添付することにより行うものとする」を「による」に改め、同条各号を削る。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

指定申請書

年 月 日

江東区長 殿

名 称

申請者

代表者の職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) (ビルの名称等)		
	連絡先	電話番号	FAX番号	
		E m a i l		
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日
		代表者の住所	(郵便番号 -) (ビルの名称等)	
事業所等の所在地	(郵便番号 -) (ビルの名称等)			
当該申請に係る事業の開始の予定年月日		地域包括支援センターの設置年月日(設置している場合に記入)		

備考 地域包括支援センターの設置の届出を既に行っている場合において、既に本区に提出している事項に変化がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略することができる。

別記第2号様式から別記第7号様式までを削り、別記第8号様式中「します」を「する」に、「代表者氏名」を「申請者名称及び代表者の職名・氏名」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

別記第9号様式を削る。

別記第10号様式中「印」を削り、同様式を別記第3号様式とする。

別記第3号様式の次に次の5様式を加える。

別記第 4 号様式 (第 3 条関係)

廃止・休止届出書

年 月 日

江東区長 殿

所在地
申請者
名 称

代表者氏名

次のとおり事業を廃止 (休止) するので届け出ます。

	介護保険事業所番号												
廃止 (休止) する事業所	名称 所在地												
廃止・休止の別	廃 止・休 止												
廃止・休止年月日	年 月 日												
廃止・休止理由													
現に介護予防支援を受けている者に対する措置													
休止予定期間	休止日～ 年 月 日												

備考 廃止又は休止する日の 1 月前までに届け出てください。

年 月 日

所在地	申請者	名 称	代表者氏名

	介護保険事業所番号								
再開した事業所	名称								
	所在地								
再開年月日	年 月 日								

備考 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表を添付してください。

別記第 6 号様式 (第 4 条関係)

第 号
年 月 日

殿

江東区長

印

指定取消 (停止) 通知書

年 月 日付 第 号により指定した指定介護予防支援事業所につき、
下記のとおり指定の取消し (効力の全部・一部停止) をしたので通知する。

記

- 1 事業所名
- 2 所在地
- 3 サービスの種類
- 4 介護保険事業所番号
- 5 事業者及び代表者氏名
- 6 処分内容
- 7 処分理由
- 8 取消し年月日・停止期間

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として (訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第7号様式(第5条関係)

指定更新申請書

年 月 日

江東区長 殿

名 称
申請者
代表者の職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ 名称			
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 -)		
	連絡先	(ビルの名称等)		
		電話番号		FAX番号
		E m a i l		
代 表 者	代表者の職名・氏 名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日
	代表者の住所	(郵便番号 -)		
事 業 所	フリガナ 名称			
	所在地	(郵便番号 -)		
	連絡先	電話番号		FAX番号
	※該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき			
	フリガナ 名称			
	所在地	(郵便番号 -)		
	連絡先	電話番号		FAX番号
現在受けている指定の有効期間満了日				
誓約書		別添のとおり		
介護支援専門員の氏名及びその登録番号		別添のとおり		

備考 別添資料については、指定申請時の様式を参照してください。

別記第 8 号様式 (第 8 条関係)

地域包括支援センター設置の届出書

年 月 日

江東区長 殿

名 称
届出者
代表者の職名・氏名

下記のとおり、介護保険法に規定する地域包括支援センターについて、関係書類を添えて届出します。

届 出 者	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 -) (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号			FAX 番号	
		E m a i l				
	代表者の職名・氏 名・生年月日	職名	フリガナ		生年月日	
			氏名			
代表者の住所	(郵便番号 -) (ビルの名称等)					
事業所等の所在地	(郵便番号 -) (ビルの名称等)					
地域包括支援センター設置の予定年月日			担当する区域			

別記第 1 1 号様式から別記第 1 6 号様式までを削る。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部を改正する規則を公

布する。
令和 3 年 3 月 3 0 日
江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 2 6 号

江東区介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部を改正する規則

江東区介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則 (平成 2 1 年 7 月江東区規則第 5 5 号) の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第2条、第4条関係）

受付番号										
介護保険法第115条の3第2項（整備）又は第4項 （区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出書										
江東区長 殿	事業者 名 称 代表者氏名									
このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。										
	事業者（法人）番号 A 									
1 届出の内容 （該当の項目に○をつける。）										
(1) 法第115条の3第2項関係（整備）										
(2) 法第115条の3第4項関係（区分の変更）										
フリガナ										
名称										
主たる事務所の所在地	〒) 都道府県 都市 府県 区 （ビルの名称等）									
連絡先	電話番号 FAX番号									
法人の種類										
代表者の職名・氏名・生年月日	職名 フリガナ 生年 月 日 氏 氏 月 H 年 月 日									
代表者の住所	〒) 都道府県 都市 府県 区 （ビルの名称等）									
3 事業所名称等及び所在地	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">事業所名称</th> <th style="width: 20%;">指定（計り）年月日</th> <th style="width: 30%;">介護保険事業所番号 （医療機関等コード）</th> <th style="width: 30%;">所在地</th> </tr> <tr> <td>計 力所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	事業所名称	指定（計り）年月日	介護保険事業所番号 （医療機関等コード）	所在地	計 力所				
事業所名称	指定（計り）年月日	介護保険事業所番号 （医療機関等コード）	所在地							
計 力所										
4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">第2号</th> <th style="width: 55%;">法令遵守責任者の氏名（フリガナ）</th> <th style="width: 30%;">生年 月 日</th> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td colspan="2">業務が法令に適合することを確保するための規程の概要</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td colspan="2">業務執行の状況の監査の方法の概要</td> </tr> </table>	第2号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）	生年 月 日	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要		第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要	
第2号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）	生年 月 日								
第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要									
第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要									
5 区分変更前行政機関名称、担当部（局）課	事業者（法人）番号 A 									
区分変更の理由										
区分変更後行政機関名称、担当部（局）課										
区分変更日	年 月 日									

連絡先	所属 フリガナ 氏名	メールアドレス	電話番号
-----	---	---------	------

記入要領

1 共通事項

- (1) 新規に業務管理体制を整備した事業者及び業務管理体制を届け出た後、事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更に伴い、届出先区分の変更が生じた事業者は、この様式を用いて関係行政機関に届け出ること。
- (2) 受付番号及び事業者（法人）番号には記入しないこと。
- (3) 事業者の名称、主たる事務所の所在地、法人の種類別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容等と一致すること。
- (4) 「1 届出の内容」
 - ① 新規に業務管理体制を整備し届け出る場合は、(1) 法第 115 条の 3 第 2 項関係の（整備）に○を付けること。
 - ② 届出先区分の変更が生じた場合、(2) 法第 115 条の 3 第 4 項関係の（区分の変更）に○を付けること。

なお、届出先区分の変更が生じた事業者は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。

事業所等の展開に応じた届出先行政機関

区分	届出先
① 事業所等が 3 以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 事業所等が 2 以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2 以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
③ 全ての事業所等が 1 の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
④ 全ての事業所等が 1 の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
⑤ 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

- (5) 「連絡先」

届出先の行政機関から、記載内容等についての連絡を行う場合があるため、この届出に係る連絡先を記入すること。

2 新規に業務管理体制を整備した事業者【法第 115 条の 3 第 2 項（整備）関係】

- (1) 「2 事業者」の「法人の種類別」には、届出者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入すること。
 - (2) 「3 事業所名称等及び所在地」については、みなし事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業を除いた事業所等を記入し、「事業所名称」欄に事業所等の合計の数を記入すること。
- 書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。（既存資料の写し及び両面印刷可）
- (3) 「4 介護保険法施行規則第 140 条の 4 第 1 項第 2 号から第 4 号に基づく届出事項」
 - ① 事業所等数に応じ整備する業務管理体制について、該当する全ての番号に○を付けること。
 - ② 第 2 号については、その氏名（フリガナ）及び生年月日を記入すること。
 - ③ 第 3 号及び第 4 号を届け出る場合は、別添資料の添付により行うこと。（既存資料の写し及

び両面印刷可)

第2号 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要

事業所等数に応じて整備する業務管理体制

	事業所等数		
	20未満	20以上100未満	100以上
第2号	○	○	○
第3号	×	○	○
第4号	×	×	○

- (4) 「5 区分変更」は、区分変更のあった場合に記入するため、新規に業務管理体制を整備した事業者は、記入する必要はないこと。

3 業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者【法第115条の3第4項(区分の変更)関係】

- (1) 事業所等の指定や廃止等により、届出先区分に変更があった事業者は、区分変更前及び区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。

- (2) 区分変更前行政機関への届出

「1 届出の内容」の「(2)法第115条の3第4項関係」の他「5 区分変更」に記入すること。

- (3) 区分変更後行政機関への届出

「1 届出の内容」、「2 事業者」、「3 事業所名称等及び所在地」、「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項」及び「5 区分変更」について、上記記入要領に基づいて記入すること。

なお、届出先区分の変更に伴って、整備する業務管理体制の内容が変更された場合も、この様式を用いて届け出ること。

- (4) 「5 区分変更」欄

① 「事業者(法人)番号」には、区分変更前行政機関が付番した番号を記入すること。

② 「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入すること。

書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。(既存資料の写し及び両面印刷可)

③ 「区分変更日」は、事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入すること。

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

受付番号

介護保険法第 115 条の 3 第 3 項に基づく
業務管理体制に係る届出書 (届出事項の変更)

年 月 日

江東区長 殿

事業者 名 称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

事業者 (法人) 番号	A																
-------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

変更があった事項	
1	法人の種別、名称 (フリガナ)
2	主たる事務所の所在地、電話番号、FAX 番号
3	代表者氏名 (フリガナ)、生年月日
4	代表者の住所、職名
5	事業所名称等及び所在地
6	法令遵守責任者の氏名 (フリガナ) 及び生年月日
7	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
8	業務執行の状況の監査の方法の概要

変更の内容	
(変更前)	
(変更後)	

連絡先	所属	メールアドレス	電話番号
	フリガナ		
	氏名		

記入要領

- 1 受付番号には記入しないこと。
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容等と一致すること。
- 3 「変更があった事項」の該当項目番号に○を付け、「変更の内容」に具体的に記入すること。
なお、書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。(既存資料の写し及び両面印刷可)
- 4 「5 事業所名称等及び所在地」については、みなし事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業を除いた事業所等の指定や廃止等により事業所等の数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出ること。
この場合、変更前欄と変更後欄のそれぞれに、指定等事業所等の合計の数を記入し、変更後欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定(許可)年月日、介護保険事業所番号(医療機関等コード)、所在地を記入すること。
書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。(既存資料の写し及び両面印刷可)
- 5 「7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8 業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者の業務管理体制の変更を行う場合(組織の変更、規程の追加等)に届け出ること。規程の字句の修正等体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届出を要しないこと。
なお、事業所等の数の変更により、「7」又は「8」を追加等する場合は、該当項目番号に○を付け、追加の場合は、別添資料の添付により届け出ること。(既存資料の写し及び両面印刷可)
- 6 届出先の行政機関から、記載内容等について連絡を行う場合があるため、この届出に係る連絡先を記入すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月30日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第27号

江東区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

江東区心身障害者福祉手当条例施行規則(昭和49年10月江東区規則第45号)の一部を次の

ように改正する。

第5条第1項中「総所得金額」の次に「(所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。」を加え、「山林所得金額、同法」を「山林所得金額、地方税法」に改め、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、同条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円

第 5 条第 2 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 8 号の 2 に規定する控除を受けた者については、3 5 万円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の江東区心身障害者福祉手当条例施行規則第 5 条の規定は、令和 3 年 8 月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年 7 月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区国民健康保険の保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 3 月 3 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 2 8 号

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区国民健康保険の保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区国民健康保険の保険料減免の特例に関する規則（令和 2 年 6 月江東区規則第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

第 3 条を次のように改める。

(対象となる保険料)

第 3 条 特例減免の対象となる保険料は、次に掲げるものとする。

- (1) 令和 3 年度分の保険料であって、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 6 条の 3 第 1 項の規定による普通徴収に係る保険料の納期限（同項の規定による特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が定められているもの

- (2) 令和 2 年度相当分の保険料であって、令和 2 年度末に資格を取得した等の事由により、令和 3 年 4 月 1 日以後に普通徴収に係る保険料の納期限が到来するもの。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

江東区私道整備助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 3 月 3 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 2 9 号

江東区私道整備助成条例施行規則の一部を改正する規則

江東区私道整備助成条例施行規則（昭和 4 2 年 1 2 月江東区規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第2 (第3条関係)

工種		形状	単位	単価 (円)	
取りこわし工		手こわし	m ³	79,265	
排水本管工 (路面排水のみを流すものに 限る)	改修	内径150mm 塩化ビニル 深さ1.1m未満	m	41,118	
		内径150mm 塩化ビニル 深さ1.1m以上	m	56,092	
		内径200mm 塩化ビニル 深さ1.1m未満	m	46,281	
		内径200mm 塩化ビニル 深さ1.1m以上1.7m未満	m	62,244	
		内径200mm 塩化ビニル 深さ1.7m以上	m	75,902	
		内径250mm 塩化ビニル 深さ1.1m未満	m	51,117	
		内径250mm 塩化ビニル 深さ1.1m以上1.7m未満	m	74,417	
		内径250mm 塩化ビニル 深さ1.7m以上	m	90,431	
		L形溝工	新設	鉄筋コンクリートL形 250A 砕石基礎	m
鉄筋コンクリートL形 250A コンクリート基礎	m			27,870	
鉄筋コンクリートL形 250B コンクリート基礎	m			26,350	
改修	鉄筋コンクリートL形 250A 砕石基礎		m	27,348	
	鉄筋コンクリートL形 250A コンクリート基礎		m	33,926	
	鉄筋コンクリートL形 250B コンクリート基礎		m	32,492	
補修	250A 砕石基礎 ブロック100%再利用		m	17,999	
	250A コンクリート基礎 ブロック100%再利用		m	17,069	
	250B コンクリート基礎 ブロック100%再利用		m	17,466	
	300B コンクリート基礎 ブロック取替		m	20,772	
L形用集 水ます	設置工 (新設)		250用	箇所	72,666
	設置工 (改修)		250用	箇所	73,957
	導水管工	塩化ビニル VUφ150	m	24,790	
		塩化ビニル VUφ100	m	21,882	
	ソケット取付工	硬質塩化ビニル φ150	箇所	13,135	
		硬質塩化ビニル φ100	箇所	11,256	
	縁塊ふた取替工	250用	箇所	35,710	
	調整工		箇所	13,285	
L形用汚 水ます	縁塊ふた取替工		箇所	32,926	
	調整工		箇所	13,285	
円形汚水 ます・改 良ます	縁塊ふた取替工		箇所	47,698	
	調整工		箇所	15,183	

人孔	縁塊ふた取替工			箇所	1 3 8, 8 7 3	
	調整工			箇所	1 5, 1 8 3	
舗装工	新設	人力	総厚 1 4. 0 c m 細粒度	m ²	1 2, 9 8 9	
			総厚 1 4. 0 c m 開粒度	m ²	1 2, 5 2 8	
			総厚 1 5. 0 c m 再生密粒度	m ²	1 3, 6 2 5	
		機械人力	総厚 2 0. 0 c m 再生密・粗粒度	m ²	1 6, 6 2 3	
	改修		人力	総厚 1 4. 0 c m 細粒度 既設アスファルト舗装	m ²	1 5, 5 7 0
		総厚 1 4. 0 c m 細粒度 既設コンクリート舗装		m ²	1 5, 7 8 2	
		総厚 1 4. 0 c m 開粒度 既設アスファルト舗装		m ²	1 5, 1 0 9	
		総厚 1 4. 0 c m 開粒度 既設コンクリート舗装		m ²	1 5, 3 2 1	
		総厚 1 5. 0 c m 再生密粒度 既設アスファルト舗装		m ²	1 9, 4 5 5	
		総厚 1 5. 0 c m 再生密粒度 既設コンクリート舗装		m ²	1 9, 7 2 1	
		機械人力	総厚 2 0. 0 c m 再生密・粗粒度 既設アスファルト舗装	m ²	1 8, 8 3 6	
			総厚 2 0. 0 c m 再生密・粗粒度 既設コンクリート舗装	m ²	1 9, 1 0 2	
			機械	総厚 2 0. 0 c m 再生密・粗粒度 既設アスファルト舗装	m ²	1 0, 8 9 9
				総厚 2 0. 0 c m 再生密・粗粒度 既設コンクリート舗装	m ²	1 1, 3 2 4
		被覆	人力	厚 5. 0 c m 再生密粒度	m ²	4, 7 4 4
			機械	厚 5. 0 c m 再生密粒度	m ²	2, 7 3 8
	交通誘導警備員費				人・日	2 5, 6 2 1

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

江東区中小企業融資基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 3 月 3 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 3 0 号

江東区中小企業融資基金条例施行規則の一部を改正する規則

江東区中小企業融資基金条例施行規則（昭和 4 4 年 3 月江東区規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項ただし書を削り、同条に次の 2 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、小規模企業特別資金（小口零細企業保証制度）の借換資金及び借

換資金については、借換えによる返済条件となる資金の現に融資を受けている額を、第 1 項の限度額の算定に当たり算入しないことができる。

4 第 2 項の規定にかかわらず、特別資金については、既に受けている融資の元金返済が始まっていない場合であっても、追加の融資を受けることができる。

第 2 1 条第 2 項を削る。

第 2 4 条を次のように改める。

（返還命令）

第 2 4 条 区長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 繰上償還により第 2 1 条に規定する保証料

の返戻を受けたとき。
別記第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 15 条関係)

江東区中小企業融資申込書

江東区長 殿 下記のとおり資金を借り受けたいので、あつせん願いたく関係書類を 区記入欄
添えて申し込みます。

【信用保証協会に対する個人情報の照会に関する同意書】

区制度融資において信用保証料補助を受け、繰り上げ償還等により返還が生じた場合、
江東区が信用保証協会に対し個人情報の照会を行うことを同意いたします。

年 月 日

氏名

記

※太線の中をご記入ください。

注意事項：金融機関及び信用保証協会の審査により、申込内容のとおり融資が実行されない場合があります。

利 用 者 番 号		年 月 日	
法 人 名 ・ 商 号		1 個人	利川 区 有・無
代表者(個人)名		2 法人	利川 区 保証協会 有・無
法人：本店所在地		年 月 日 (歳)	
個人：住所(自宅)		年 月 日 (歳)	
営業所・店舗・工場		年 月 日 (歳)	
業 種		01 製造業 02 建設業 03 運輸業 07 その他	
業 種		04 卸・小売業 05 飲食業 06 サービス業	
従業員数		許認可 番号	
区内開業年月日		有効期限(年 月 日)	
年 月 日 法人設立年月日		年 月 日	

資 金 名		金 融 機 関 コー ド	
運転 短期運転 設備 団体運転 団体設備		金 融 機 関 コー ド	
小特運転(一般) 小特設備(一般) 小特運転(小口) 小特設備(小口)		金 融 機 関 コー ド	
小特借換(小口) 借換 環境保全対策 環境保全対策(アスベスト)		金 融 機 関 コー ド	
多角化・転業支援 設備強化 設備強化(特例) 創業支援運転		金 融 機 関 コー ド	
創業支援設備 創業支援運転(特例a) 創業支援設備(特例a)		金 融 機 関 コー ド	
新型コロナウイルス対策		金 融 機 関 コー ド	
創業支援運転資金(特例b) 創業支援設備(特例b)		金 融 機 関 コー ド	
※ 借換資金と小特設備(小口)資金の利用希望の場合は、江東区中小企業融資借換依頼書を併せてご提出ください。		金 融 機 関 コー ド	
申込金融機関名		金 融 機 関 コー ド	
借入希望金額		金 融 機 関 コー ド	
返済希望期間		金 融 機 関 コー ド	
氏名		金 融 機 関 コー ド	
住所		金 融 機 関 コー ド	
氏名		金 融 機 関 コー ド	
住所		金 融 機 関 コー ド	

※小特(小口)を利用希望の場合は、以下を記入してください。

保証協会の保証付き融資残高(全国の保証協会)	有() 無()	確 認 者	1 申込者本人 2 金融機関	金 融 機 関 コー ド	支店
			金 融 機 関 コー ド	支店	

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

る規則を公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

江東区長

山 崎 孝 明

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正す

◎江東区規則第 3 1 号

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正
する規則

江東区特別区税条例施行規則（昭和40年3月
江東区規則第14号）の一部を次のように改正す
る。

第16条に次のただし書きを加える。

ただし、区長が特に必要があると認めるとき
は、この限りでない。

別記第16号様式を次のように改める。

別記第 2 7 号様式 (第 1 6 条関係)

1. 氏名 和 風 正 人 氏・第 1 第 2 (注 冊 姓 氏)

2. 住所 東京都中央区銀座 1-1-1

3. 電話番号 03-XXXX-XXXX

4. 職業 会社員

5. 収入 100万円

6. 資産 100万円

7. 負債 100万円

8. 家族構成 本人、妻、子 3 人

9. 家族の収入 100万円

10. 家族の資産 100万円

11. 家族の負債 100万円

12. 家族の職業 本人、会社員、妻、専業主婦、子、学生

13. 家族の学歴 本人、大学卒業、妻、大学卒業、子、高校卒業

14. 家族の健康状態 本人、健康、妻、健康、子、健康

15. 家族の生活状況 本人、満足、妻、満足、子、満足

16. 家族の将来計画 本人、定年退職、妻、定年退職、子、就職

17. 家族の社会貢献 本人、ボランティア、妻、ボランティア、子、ボランティア

18. 家族の趣味 本人、読書、妻、読書、子、読書

19. 家族の得意分野 本人、読書、妻、読書、子、読書

20. 家族の得意分野 本人、読書、妻、読書、子、読書

1. 氏名 和 風 正 人 氏・第 1 第 2 (注 冊 姓 氏)

2. 住所 東京都中央区銀座 1-1-1

3. 電話番号 03-XXXX-XXXX

4. 職業 会社員

5. 収入 100万円

6. 資産 100万円

7. 負債 100万円

8. 家族構成 本人、妻、子 3 人

9. 家族の収入 100万円

10. 家族の資産 100万円

11. 家族の負債 100万円

12. 家族の職業 本人、会社員、妻、専業主婦、子、学生

13. 家族の学歴 本人、大学卒業、妻、大学卒業、子、高校卒業

14. 家族の健康状態 本人、健康、妻、健康、子、健康

15. 家族の生活状況 本人、満足、妻、満足、子、満足

16. 家族の将来計画 本人、定年退職、妻、定年退職、子、就職

17. 家族の社会貢献 本人、ボランティア、妻、ボランティア、子、ボランティア

18. 家族の趣味 本人、読書、妻、読書、子、読書

19. 家族の得意分野 本人、読書、妻、読書、子、読書

20. 家族の得意分野 本人、読書、妻、読書、子、読書

住所 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1		氏名 山田 太郎		性別 男		生年月日 1990年01月01日		職業 会社員	
電話番号 03-1234-5678		Eメール t.yamada@example.com		学歴 大学卒業		婚姻状況 未婚		家族構成 一人暮らし	
収入 年収 約 400万円		支出 月収 約 30万円		貯蓄 約 100万円		借入 無		保証 保証人なし	
健康 健康		趣味 スポーツ		特技 プラモデル		資格 普通自動車免許		備考 詳細な履歴書は別添	

[illegible]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区特別区税条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月30日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第32号

江東区組織規則の一部を改正する規則

江東区組織規則(昭和48年5月江東区規則第19号)の一部を次のように改正する。

- 第10条の表防災課の部防災計画係の項中
- 「5 防災意識の普及啓発に関すること。」
- 6 課内他の係に属しないこと。 」
- を
- 「5 課内他の係に属しないこと。 」
- に改め、同部災害対策係の項中
- 「7 小災害等の対応に関すること。 」
- を
- 「7 小災害等の対応に関すること。 」
- 8 防災意識の普及啓発に関すること。 」
- に改める。

第16条の表生活衛生課の部生活衛生係の項中「化製場等に関すること」の次に「(食の安全係及び食品衛生第一係、食品衛生第二係に属するものを除く。)」を加え、同部食の安全係の項中

「4 製菓衛生師に関すること(食品衛生第一係、食品衛生第二係に属するものを除く。)」

を

「4 製菓衛生師に関すること(食品衛生第一係、食品衛生第二係に属するものを除く。)」

5 化製場等に関すること(生活衛生係及び食品衛生第一係、食品衛生第二係に属するものを除く。)。 」

に改め、同部食品衛生第一係、食の衛生第二係の項中

「3 製菓衛生師に関すること(食の安全係に属するものを除く。)」

を

「3 製菓衛生師に関すること(食の安全係に属するものを除く。)」

4 化製場等に関すること(生活衛生係及び食

の安全係に属するものを除く。)。 」

に改める。

第19条建築課の部建築係の項中

「8 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく届出及び指導に関すること。」

9 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく建築物の認定審査に関すること。 」

を

「8 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく届出及び指導に関すること。 」

に改め、同部設備係の項中

「3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく建築物の審査及び認定に関すること。 」

を

「3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく建築物の審査及び認定に関すること。」

4 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく建築物の認定審査に関すること。 」

に改める。

別表(11)の項中「同小名木川児童館 同北砂五丁目20番5-101号」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

江東区予算事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月30日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第33号

江東区予算事務規則の一部を改正する規則

江東区予算事務規則(昭和39年3月江東区規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表保健相談所の事務の項の次に次のように加える。

新型コロナウイルスワクチン接種推進室の事務	新型コロナウイルスワクチン接種推進室長
-----------------------	---------------------

第4条第2項中「を除く。)」の次に「、ワクチン接種管理担当課長、ワクチン接種推進担当課長」を加える。

第6条中「並びに会計管理室長」を「並びに新型コロナウイルスワクチン接種推進室長、会計管理室長」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

江東区契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 34 号

江東区契約事務規則の一部を改正する規則

江東区契約事務規則（昭和 39 年 3 月江東区規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「保健所長」の次に「、新型コロナウイルスワクチン接種推進室長」を加え、同条第 2 号中「除く。）及び同条第 2 項」を「除く。）及び同条第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

江東区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 35 号

江東区会計事務規則の一部を改正する規則

江東区会計事務規則（昭和 39 年 3 月江東区規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「保健所」の次に「、新型コロナウイルスワクチン接種推進室」を加え、同条第 2 号中「保健所長」の次に「、新型コロナウイルスワクチン接種推進室長」を加え、「第 30 条、」を削り、「第 138 条、第 145 条及び第 148 条」を「第 132 条、第 139 条及び第 142 条」に改め、同条第 4 号中「第 6 条第 1 項に規定する課長」の次に「、ワクチン接種管理担当課長、ワクチン接種推進担当課長」を加える。

第 86 条第 4 項第 1 号中「給与及び児童手当」を「給与、児童手当及び旅費（近接地内の旅費であって、口座振替の方法により支給するものに限る。）」に改め、同項第 2 号中「旅費の」を「旅費（近接地内の旅費であって、口座振替の方法により支給するものを除く。）の」に改め、同項第 3 号中「前号の請求」を「支出命令者」に改め、「までに」の次に「支出命令書を」を加え、同条第 5 項中「この場合において」の次に「、口座振替の方法により支給する場合を除き」を加える。

第 86 条の 2 第 1 項中「あつては、」の次に「近接地内及び」を加える。

附 則

規 則 (議)

江東区議会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月30日

江東区議会議長 若 林 しげる

◎江東区議会規則第1号

江東区議会会議規則の一部を改正する規則
江東区議会会議規則(昭和31年9月区議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

訓 令

◎江東区訓令甲第1号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区職員の旅費支給規程(昭和48年6月江東区訓令甲第23号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

江東区長 山 崎 孝 明

別記第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 5 条関係)

近接地内旅行命令簿
(年 月 分)

所 属
氏 名

旅行 者印	命令 者 印	日	時		旅行用務	旅行先	終 (川発駅 - 終由 - 到着駅) 路	交通費		計	差額	集計
			日	旅行時間				鉄道賃	車賃			
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								
			時	分から								
			時	分まで								

◎江東区訓令甲第2号

庁 中 一 般
事 業 所

江東区保健所処務規程（昭和50年4月江東区訓令甲第38号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

江東区長 山 崎 孝 明

第3条の表生活衛生課の部生活衛生係の項中

「5 化製場等に関すること。」

を

「5 化製場等に関すること（食の安全係及び食品衛生第一係、食品衛生第二係に属するものを除く。）」

に改め、同部食の安全係の項中

「4 製菓衛生師に関すること（食品衛生第一係、食品衛生第二係に属するものを除く。）。」

を

「4 製菓衛生師に関すること（食品衛生第一係、食品衛生第二係に属するものを除く。）。」

5 化製場等に関すること（生活衛生係及び食品衛生第一係、食品衛生第二係に属するものを除く。）。」

に改め、同部食品衛生第一係、食品衛生第二係の項中

「3 製菓衛生師に関すること（食の安全係に属するものを除く。）。」

を

「3 製菓衛生師に関すること（食の安全係に属するものを除く。）。」

4 化製場等に関すること（生活衛生係及び食の安全係に属するものを除く。）。」

に改める。

◎江東区訓令甲第3号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区金銭出納員、現金取扱員、給与取扱者、分任給与取扱者、物品出納員及び検査員の任命又は指定について（昭和59年3月江東区訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

江東区長 山 崎 孝 明

別表第1中

「保健相談所管理係長 当該保健相談所」

を

「保健相談所管理係長 当該保健相談所」

新型コロナウイルス ワクチン接種推進室 ワクチン接種管理担 当課長付ワクチン接 種管理担当係長	新型コロナウイルス ワクチン接種推進室
---	------------------------

に改める。

別表第2中

保健相談所管理係	当該保健相談所管理 係長
----------	-----------------

を

保健相談所管理係	当該保健相談所管理 係長
新型コロナウイルス ワクチン接種推進室	新型コロナウイルス ワクチン接種推進室 ワクチン接種管理担 当課長付ワクチン接 種管理担当係長

に改める。

別表第3中

保健相談所管理係長	当該保健相談所
-----------	---------

を

保健相談所管理係長	当該保健相談所
新型コロナウイルス ワクチン接種推進室 ワクチン接種管理担 当課長付ワクチン接 種管理担当係長	新型コロナウイルス ワクチン接種推進室

に改める。

別表第5中

保健相談所管理係長	当該保健相談所
-----------	---------

を

保健相談所管理係長	当該保健相談所
新型コロナウイルス ワクチン接種推進室 ワクチン接種管理担 当課長付ワクチン接 種管理担当係長	新型コロナウイルス ワクチン接種推進室

に改める。

別表第6中

城東南部保健相談所保健指導担当係長（庶務を担当する者に限る。）

を

城東南部保健相談所保健指導担当係長（庶務を担当する者に限る。）
新型コロナウイルスワクチン接種推進室ワクチン接種管理担当課長付ワクチン接種管理担当係長

に改める。

訓 令 (教)

◎江東区教育委員会訓令甲第 1 号

教育委員会事務局

区 立 幼 稚 園

江東区立幼稚園教育職員の旅費支給規程（平成
1 2 年 3 月江東区教育委員会訓令甲第 4 号）の一
部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 2 6 日

江東区教育委員会

別記第 1 号様式を次のように改める。

